

平成14年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日		平成14年3月6日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成14年3月7日 午前10時00分
	延 会	平成14年3月7日 午後 5時25分

1 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	×
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 2名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	富 澤 泰
助 役	鈴 木 英 世	教委管理課長	田 辺 正 保
収 入 役	君 澤 英 二	教 委 生 涯	大 野 榮 司
総 務 課 長	大 沼 隆	学 習 課 長	
企画財政課長	黒 田 庄 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
税 務 課 長	柿 崎 修 一	農委事務局長	松 浦 正 之
町 民 課 長	古 川 福 一	教 委 体 育	澤 向 邦 夫
保健福祉課長	斉 藤 健 一	振 興 課 長	
環境政策課長	西 野 清	教委指導室長	齋 藤 晃
農 政 課 長	福 田 美 樹 夫	水 道 課 長	山 崎 国 雄
水 産 課 長	小 倉 利 一	病院事務長	大 野 繁 嗣
商工観光課長	久 保 一 將	特別養護老人	藤 田 稔
管 理 課 長	松 澤 武 夫	ホーム施設長	
建 設 課 長	北 村 誠	デイサービス	玉 田 勝 幸
		センター施設長	

1 会議録署名議員

8 番	小 澤 準		
9 番	木 村 正 弘		

議 長	ただいまより平成14年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。 開会時刻 10時00分
議 長	直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
議 長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番小澤議員、9番木村議員を指名いたします。
議 長	日程第2、議案第11号 平成13年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第20号 平成13年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 企画財政課長。
企画財政課 長	ただいま上程いただきました議案第11号でございます、平成13年度厚岸町一般会計補正予算の5回目になります。 平成13年度厚岸町一般会計補正予算5回目。平成13年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。 第1条の歳入歳出予算の補正でございます。 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,660万を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出ともそれぞれ104億8,007万7,000円とさせていただこうとするものでございます。 2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正によるということになります。 次のページをお開き願います。 2ページでございます。 2ページから5ページまでは、第1表の歳入歳出予算補正ということでございまして、歳入歳出それぞれ記載してございますが、これらの主な補正要因等につきま

して、事項目別に説明させていただきたいと存じます。

15ページをお開き願います。

15ページの一般会計歳入からでございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 570万 1,000円の増ということで、トータル3億 9,303万 9,000円とするものでございます。現年課税分 737万 1,000円の増、内訳といたしましては普通徴収分所得割で 1,125万 1,000円の増、特別徴収分の所得割で 412万 1,000円の減と。差し引き表記の金額になるのが主な補正の要因でございます。

2 節の滞納繰越分 167万円の減でございますが、当初20%の収納率を見込むも実態として若干それを下回る見込みだということでございます。

2 目の法人でございますが 371万 5,000円、これを追加いたしまして1億 4,009万 1,000円とすると。

1 節の現年課税分でございますが、法人税割分の増ということになります。

2 節の滞納繰越分 2万 9,000円と。町民税トータルとしてその下に合計とありますが、合計欄にありますとおり町民税総体は 941万 6,000円の今回増ということでトータルを5億 3,313万円と、これを現段階で見込ませていただくものでございます。

16ページでございますが、2 項の固定資産税でございます。

1 目固定資産税 647万 4,000円の増で4億 2,790万 9,000円とするものでございます。

1 節の現年課税分でございますが、主に家屋新築に伴う増ということが要因となります。

2 節の滞納繰越分につきましては、収納実績額が当初見込みを上回るためにこうやって増額計上になるということでございます。

17ページに移らせていただきますが、3 項軽自動車税、1 目軽自動車税33万 7,000 円の増であります。とりわけ1 節の現年課税分については、軽四小型特殊自動車の増ということになります。

18ページの5 項の特別土地保有税、1 目特別土地保有税28万 2,000円の増額であります。主に取得分3件発生などの要因によるものでございます。

19ページでございますが、6 項都市計画税、1 目同名でございます。61万円の増、

現滞とも合わせまして固定資産税と連動する増ということになります。

20ページの3款利子割交付金、1項1目利子割交付金でございまして3,122万円の増と。トータルを4,099万2,000円とするものでございます。

これにつきましては、平成12年度での郵便貯金を中心とする満期到来が単年度で終了するものと考えて、当初段階では平年ベースの1,000万程度を見込んでおりましたけれども、8月、12月の収入実績等、それから今後の3月の見込額から勘案いたしまして、今年度も同様の状況となるという判断から今回の補正とさせていただくものでございます。

21ページの5款ゴルフ場利用税交付金1項1目1節でございます。99万9,000円の増額でありまして、トータルを847万3,000円とさせていただくものですが、これまた8月と12月、これらの収入実績を勘案して計上するものでございます。

9款の地方交付税1項1目1節地方交付税、1億6,240万5,000円の増額であります。内訳といたしまして、普通交付税が1億635万円の増、トータルとして4億160万1,000円と、これが平成13年度の普通交付税の確定額でございます。

それと、特別交付税が今回5,605万5,000円計上させていただいておりまして、現段階での計上額は4億2,840万2,000円と。この特別交付税の方は3月交付額、まだ未定でございます。今回の補正予算につきましても、いつも同様これらの財源をもって収支均衡を図ったものでございます。

なお、3月の特別交付税の確定状況によりましては、今後の除雪費などの追加需要、これらにもらみながらではありますが、できれば追加議案なりあるいは専決処分なりで措置をさせていただきたいと、例年のことですが、そのように考えております。

23ページでございますが、10款交通安全対策特別交付金1項1目1節33万5,000円の減であります。こちら、3月交付額がまだ未定でございまして、9月と3月の2回にわたって入ってきます。前半の9月の収入状況から減額を見込ませていただくものでございます。

24ページ、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金104万9,000円の増額であります。1節、2節それぞれ記載のとおりでございますが、とりわけ2節の児童福祉費負担金80万5,000円の増、いわゆる保育料でございまして、当初以来の入所児童数の増ということで当該金額が計上になったというものでありま

す。

2目の衛生費負担金1節、3目の農林水産業費負担金、1節の農業費負担金でございますが、それぞれ事務事業の進捗とそれから年度中の収入状況を見定めた上での増減補正ということになります。

25ページでございますが、12款使用料及び手数料、1項使用料1目民生費使用料9万7,000円の減、3目1万3,000円の増、これまた同様でございます。4目の農林水産業費使用料914万1,000円の増でございますが、とりわけ1節の農業使用料でございますして、放牧場使用料が620万3,000円、2月、3月の扱い頭数の増、これを見込んでいるものでございます。

それから、同じ3つ下になりますが、農業水道使用料287万5,000円の増、とりわけ太田地区におきます収入見込増によるものでございます。

5目の商工使用料3万1,000円の増、6目土木使用料49万1,000円の減であります。特に3節の住宅使用料でございますが、町内6団地372戸分の住宅料のそれぞれの増減調整ということになります。

7目教育使用料14万5,000円の減額であります。

27ページでございます。

2項の手数料に移らせていただきますが、1目総務手数料8万6,000円の増、3目衛生手数料44万3,000円の減、それぞれ記載のとおりでございます。

4目の農林水産業手数料81万9,000円増、特に1節の2段目になりますが、牧野におけます預託牛捕獲手数料81万4,000円の増ということでその理由、使用料と同様の理由でございます。

6目の土木手数料41万8,000円の増、7目教育手数料2,000円の増と、それぞれ節及び節説明欄記載のとおりでございます。説明を省かせていただきます。

29ページでございますが、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金30万7,000円の増、2目衛生費国庫負担金35万5,000円の減でございます。

2項として国庫補助金でございます。

2目民生費国庫補助金8万6,000円の減、5目土木費国庫補助金219万7,000円の増でございます。特に、住宅費補助金の町営住宅の家賃対策補助金、住宅料のギャップを補填する国からの補助金でございますが、これらの精算によるものでございます。

7目の教育費国庫補助金は165万7,000円の減でございますが、それぞれ事務事業終了による減額補正、増減補正ということになります。

8目の産炭地振興事業国庫補助金4,279万3,000円の増額でトータルとして7,559万3,000円とするものでございまして、前年度の国庫補助事業のかさ上げ分といたしまして、12年度から繰り越された下水道分3,505万円、それから当該年度、つまり前年度である平成12年度に実施をした国庫補助金に係る交付分の公営住宅、あるいは河川、下水道、これらにかかりまして4,054万3,000円、前々年度の分もあわせますと7,559万3,000円と、これを見込ませていただくものでございます。

31ページでございますが、3項委託金、1目総務費委託金32万9,000円の減、2目民生費委託金21万7,000円の増、4目土木費委託金48万5,000円の減、それぞれ事務事業確定によります増減が主なものでございます。

14款の道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金58万5,000円の増、2目衛生費道負担金35万5,000円の減であります。それぞれ各さまざまな事務別の精算でございまして、説明欄記載のとおりでございます。

33ページでございますが、道補助金でございます。

1目総務費道補助金記載のとおり、2目民生費道補助金490万8,000円の増であります。主なものとして中段からちょっと下の方になりますが、配食サービス事業33万1,000円の増、それから生きがい活動支援通所事業、デイサービスの分が482万5,000円の増、生活管理短期宿泊事業、ショートステイですが、これに係ります道からの補助金が36万5,000円の増と、それぞれ事業の煮詰まりによって道補助金の確定ということであります。

3目の衛生費道補助金でございます。946万8,000円の減であります。とりわけ2節清掃施設の整備振興事業補助金710万円の減であります。これはごみ処理場の回収事業に充当いたします北海道の地域政策補助金でございますが、道よりの財源内訳の確定によりまして行います減額補正ということになります。

その他それぞれ本年度の事業確定に伴う増減が主なものとなります。

35ページの5目商工費道補助金につきましても同様でございます。

3項の委託金でございます。1目総務費委託金193万7,000円の増。特に2節の徴税費の委託金が160万円、これ道民税の徴収委託金の増額でありまして、徴収取り扱い実績に基づく収入増を見込んだものでございます。

3目 8,000円の減、4目18万 6,000円の増、5目、6目、7目それぞれ節説明欄記載のとおりでございます。申しわけございませんが説明を省かせていただきます。

37ページに移らせていただきますが、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入99万円の減であります。主に貸家料、教職員住宅料の87万円の減ということになります。

2目の利子及び配当金83万 6,000円の減、超低金利時代の反映で右欄記載の各基金を中心としたそれぞれの利子の減額ということになります。

2項の財産売払収入、1目不動産売払収入 135万 8,000円の増であります。内訳書いてありますが、石材売払代 102万 4,000円の増、当初3万 6,100立米見込むところ、最終的に4万 2,600立米の売り払いを見込むものでございます。

立木につきましては、33万 4,000円の増でございますが、別寒辺牛あるいは片無去地区での間伐材や支障木の売払代ということになります。

2目の生産物売払収入34万 8,000円、ハーブの売払代でございますが、天候等の状況等もありまして、9月からの売払見込を下回ったというものでございます。

4目の農業施設売払収入は、畜産基盤再編総合整備の施設売払代でございますが、主にえさの方になりますが、飼料貯蔵施設の整備分の増ということであります。

39ページ、16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金99万円と、当初合わせて100万円とするものでございます。

12月に東京都の金橋カツヨシ様より観光振興のためという名目で寄附のあったものでございますが、本年度この時期でございますので、とりあえず財政調整基金に積み立てをし、14年度をもって子野日公園のトイレ整備事業等に充当させていただこうとするものでございます。

3目の民生費寄附金20万円でございますが、尾幌菅江広様より寄附を受けた特別養護老人ホームのベッド購入に充当させていただくものと。

それから4目の衛生費寄附金5万円でございますが、環境対策ということで北海道アララクリーン会議よりの寄附でございますが、環境保全基金へ充当させていただくというものでございます。

6目の商工費寄附金10万円でございますが、厚岸町中心市街地活性化推進協議会ワーキンググループ座長の徳田宏様よりの寄附で、商工振興費それぞれの経費に反

映充当をさせていただこうとするものでございます。

40ページの17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金31万 2,000円の減であります。まちおこし補助金確定に伴います基金利子との財源調整ということでございます。

41ページでございますが、19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金でございます。45万 8,000円の増と。全額法人町民税の延滞金ということになります。

2項の預金利子、1目町預金利子19万 4,000円の減、歳計現金の運用益の低金利時代によります減ということでもあります。

43ページの3項貸付金元利収入、3目、4目いずれも滞納繰越分の収入ということになっております。

4項の受託事業収入でございますが、1目交通災害共済受託事業収入 122万 6,000 円の減であります。主に真ん中になりますが、交通災害見舞金これの歳入歳出ともどもの精算ということになります。

3目の農林水産業費受託事業収入、畜産基盤再編総合整備基本施設受託事業収入ということで、6,487万円を追加計上しております。このうち、13年度の実施分につきましては、317万 1,000円の減額であります。

そして、同名でございますが、新たに14年度への繰越明許として計上する 6,804万 1,000円、これらの差引額が出ているところでございます。当該年度はうち、翌年度に繰越分がふえて、後ほど第2条でお伺いをするものでございます。繰越明許については後ほど2条等で説明させていただきます。

45ページでございます。

5項産炭地域振興臨時交付金1目1節同名でございますして 2,376万 5,000円、トータルとして 5,049万円となるものでございます。内訳としては、国庫補助のかさ上げ上乗せ分、特定公共事業と申しますが、それでおおむねほとんどの 5,001万 8,000 円、公営住宅が 765万 8,000円、河川が56万円、下水が 4,180万円というかさ上げ分であります。それと、繰越明許で12年度から13年度に繰り越して実施をいたしました床潭漁港環境整備事業、これに対する特定促進分として、国・道から47万 2,000円交付を受けますので、それらを足してこの金額になるものでございますが、なお、本臨時交付金は法の執行に伴いまして、基本的には平成13年度をもって

終了ということになります。

国庫補助金のかさ上げの方につきましては、5年間延長ということですが、この臨時交付金は基本的には13年度をもって執行廃止ということになるという情報を得ております。

46ページでございますが、6項雑入、3目雑入 777万円の増、とりわけ一番下になりますが、肉骨粉焼却委託料 350万円と目新しいものが載っておりますけれども、製造されました肉骨粉を当町が焼却処分の委託を受けることによりまして、社団法人の日本畜産副産物協会を国から介して委託料として収入となるというものでございます。

47ページの中ほどになりますが、釧路産炭地域振興事業助成金50万円を追加して650万円ということでございます。充当が資源ごみ処理維持費建設事業に 420万円、都市計画マスタープラン作成に 130万円、それから、あやめが原の牧柵整備事業これに 100万円つきましたので、それら合わせて 650万円の充当をさせていただくということでそれぞれ助成の決定がなされたものであります。

それと、一番下の自動車損害共済金 160万 2,000円でございますが、これは後ほど出てまいります、今議会の議案第21号、22号に係るものでございます。

49ページに移らせていただきます。

20款町債、1項町債、1目総務債10万円、2目民生債 200万円の減、3目衛生債 1,420万円の増、それぞれ事業費あるいは財源内訳の確定に伴う増減ということになります。

4目の農林水産業債 810万円の減額であります、特に金額的に表面的な金額は小さいのですが1節の農業債で一番下に道営公共牧場整備事業債10万円の減というのがございますが、先ほどと同様のケースでありまして、当該年度の実施分が 950万円減額ということで隠れておりまして、新たに今年度の予算を計上して翌年度に繰越明許として実施するその繰越分が 940万円の計上と。差し引き10万円の減ということになります。その事業に係る特定財源としての地方債の計上ということになります。

2目2節の林業債 340万円の減、3節水産業債 460万円の減、それぞれ事業費財源内訳確定による減額であります。記載のとおりでございます。

5目の商工債 210万円記載のとおりでございます。

6目の土木債 120万円増額になっておりますが、1節の道路橋梁債でございますが、一番上に臨時地方道整備債、それとありますが、その下に臨時経済対策事業債とあります。これは、苦多道路の地域特定分以外を除きまして、この臨時地方道整備事業債よりも臨時経済対策事業債の方が条件がよいと、交付税措置率が多いということで、今年度は臨時経済対策事業債の借り入れの要件を充足いたしますので、臨時地方道債をやめて 3,600万分は臨時経済対策事業債の方へ振りかえるというものでございまして、内容それぞれ内訳はお示しのとおりでございます。

2節の河川債でございますが、これも臨時河川債、林道債と同様で30%程度の交付税措置がないものが臨時経済対策事業債になると45%の交付税措置ということであります。それで、昨年よりも今年度が単独事業が上回っておりますので、借りる要件を満たされるということで、それであれば少しでも分のいい起債をということで振りかえをさせていただく、そういう性質のものでございます。

7目消防債50万円の減、8目教育債50万円の増。

51ページ、町債の合計トータルでございますが、合わせまして 750万円の増で、最終的に予算計上額が9億 7,730万円とさせていただくものでございます。

以上で歳入を終わりました、続いて52ページの歳出に移らせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費9万 6,000円の減、とりわけ11節需用費、消耗品の54万 5,000円の増でございますが、書籍追録代の購入増ということであります。

53ページでございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費30万円の減であります。とりわけ、11節の需用費、修繕料31万 4,000円増になっておりますが、町民広場のモニュメント老朽化による撤去と、役場庁舎の職員玄関のドアの改修ということになっております。

それから、18節の備品購入でございますが、庁用備品購入40万 1,000円、これは製本機あるいは事務用の机、椅子これらの購入であります。

2目の職員厚生費3万 9,000円の減額であります。とりわけ11節の消耗品費34万 9,000円増になっておりますが、職員貸与用の襟章の購入ということになっております。

4目の文書広報費23万 6,000円の増であります。印刷製本費でございまして、広報紙の印刷費のページ増によるものでございます。

55ページになりますが、財政管理費71万円の減、11節需用費で印刷製本費が61万円減になっておりますが、予算書の印刷製本直営化で行ったためによる減額ということでございます。

6目の会計管理費組替でございます。

7目財産管理費は73万6,000円の減額、8節企画費は30万2,000円の減額、10目の財政基金費は100万円、一般寄附金分でございますが、これによる財政調整基金とりあえず今の段階での予算上の残高は、3億5,146万2,000円、約3億5,000万円程度でございます。

11目の減債基金費は1億8,820万円の増ということで、これも積立金、減債基金に積むということで、ちょうど臨時財政対策債の本年度発行分、これを今回積み立てをし、新年度以降の公債費負担増、あるいは町民要望の実現等々に活用させていただこうというものでございまして、これによる減債基金の予算上の残高は3億7,003万5,000円、約3億7,000万ということになります。

13目の地域づくり推進基金でございます。財源内訳補正でございますが、残高変動ございませんが、予算上では2億2,060万9,000円、約2億2,000万という残高になる予定でございます。

14目の車両管理費でございますが103万4,000円の増、次のページをごらんいただきたいのですが、その内容は22節の補償、補填及び賠償金で賠償金であります。歳入でも触れましたけれども、議案21号、22号関連経費ということでございます。

15目の交通安全防犯費134万円の減であります。12節、19節それぞれ歳入ともども実績に応じた減額ということになります。

16節3,000円の減、17節の情報化推進費4万4,000円の減であります。特に13節の一番上になりますが、総務行政情報システムの業務処理委託料119万2,000円の増ということで、人事給与システム及び住民記録システムの改修費の増額ということになっております。

18節地域振興費14万8,000円の減額でございます。内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、2項の徴税費に移らせていただきます。

60ページでございますが、1目町民税5万8,000円の減、3目納税徴収費が282万1,000円の増になっております。

23節になりますが、町税の払戻金 281万 1,000円、トータルとして 959万 1,000円とするものでございます。

5目の資産税費 4万 1,000円の減。

61ページの3項戸籍住民登録費、1目でございます10万 2,000円の減。

4項の選挙費、1目でございますが12万 1,000円の減。

7目の参議院議員選挙費36万 6,000円の増でございますが、歳入委託金の増に伴う追加事業でございまして、とりわけ18節、次のページですが、投開票オンラインシステムに使用するノート型パソコンの購入27万円というものの計上でございます。

64ページでございますが、5項統計調査費、1目統計調査総務費 3万 7,000円の減額であります。歳入ともども計数整理ということになります。

65ページの6項監査委員費でございますが、1目25万 6,000円の減と、内訳記載のとおりとなっております。

66ページでございます。3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。5,449万円という大幅に増額ということになっておりますが、次のページをお開き願いたいと思います。67ページでございます。

内訳としては主に28節の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金 5,447万 5,000円を今回追加をいたしまして、トータルとして2億 4,293万 9,000円とするものでございます。なお、この状況、事情等理由は特別会計で説明させていただきます。

2目の心身障害者福祉費でございます。48万 2,000円の増でございますが、とりわけ20節の扶助費、医療費等とありますが、これらの増によるものでございます。

3目の心身障害者特別対策費 267万 5,000円でございます。これも同様に20節の扶助費、重度心身障害者医療費 273万 6,000円の増、これが主なものでございます。

4目の老人福祉費 1,642万 3,000円の増額であります。特に、この中では18節の備品購入費特別養護老人ホームベッド購入4台分 184万 8,000円と計上でございます。

それと、次のページになりますが、69ページでございますが、19節歳入と関連した負担金で生きがい活動支援通所、生活管理短期宿泊、配食サービス、それぞれ歳入増と連動した形での支出増と、それと20節の扶助費で老人保護措置費が 129万 2,000円、やはり医療費の増ということになります。

それと、28節の繰出金でございます。老人保健、介護保険、介護サービス、それ

ぞれ繰出金の増減でございまして、それらを合わせましてトータル右欄記載のとおりということになります。それぞれ特別会計で説明をさせていただきます。

6目の国民年金費33万 5,000円の減、7目の自治振興費 219万 2,000円の減でありますが、主に19節の地方バス路線の助成の減でありまして、それらトータル 1,050万 8,000円とするものでございます。

8目の社会福祉施設費13万 9,000円の減、71ページからは2項児童福祉費でございしますが、1目児童福祉総務費33万 6,000円の減、特に次のページになりますが、18節の備品購入17万 6,000円、これは太田僻地保育所のオルガン購入、さらに門静の僻地保育所の放送用のアンプ購入等の経費でございます。

2目の児童措置費27万 5,000円増、児童手当の歳入ともどもの内訳変更ということとでございます。

3目の母子福祉費96万 6,000円の増、これまた20節の扶助費、医療費等で母子家庭等医療費の増が主なものでございます。

73ページでございしますが、4目の児童福祉施設費 410万 2,000円減額であります。主に、7節の賃金の減ということになります。

その他記載のとおり、5目児童館運営費99万 7,000円の減額であります。これも同様に7節の賃金の減ということになります。

76ページに移らせていただきますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目18万 1,000 円の減、2目保健指導費 216万 9,000円の減額でございます。それぞれ記載のとおりでございます。

5目の墓地火葬場費28万 5,000円、これまた同様それぞれ事務事業のこの時期でございしますので、計数整理ということが言えようかと思います。

6目の水道費 412万円の増、19節の水道事業会計の補助金を 430万増額をし、3,467 万 5,000円とする。それから7目の病院費 5,000万円を計上するということで病院事業会計 5,000万円、合わせましてトータル4億 1,786万 9,000円ということとでございます。いずれもその内容につきましては、企業会計あるいは特別会計の補正予算の段階で説明されるものでございます。

8目の乳幼児医療費38万 2,000円の減、9目環境対策費 310万 8,000円の減であります。特に、11節の需用費の一番下に印刷製本費 141万 5,000円減額になっております。環境基本条例の概要版及び環境基本条例の環境基本計画の製本代、これが

作業が本年度で完了しなかったために減額をさせていただき、翌年度の予算計上、実施ということになるものでございます。

79ページ、10目水鳥観察館13万 5,000円の減。

81ページに移らせていただきますが、2項の清掃費でございます。2目のごみ処理費 5万 3,000円の増でございますが、特に13節の委託料でごみ収集及びごみ処理場の運転業務委託料が 177万 6,000円と大きくなっておりませんが、ごみ処理場の改修事業実施期間中の旧炉分の処理に対する追加費用ということになります。

それから、下から2段目ダイオキシン測定分析委託料が 160万円減額になっております。これは、当初計上させていただきましたが、改修事業施工業者の施工責任のもとに測定分析をいたしましたので、予算不用となりまして、減額ということになります。実施はしております。

3目のし尿処理費10万 1,000円の増、4目の廃棄物対策費68万 1,000円の減。

84ページの5款農林水産業費、1項農業費でございます。1目の農業委員会費、13節委託料、記載のシステムの修正委託料バージョンアップのための費用15万でございます。

3目の農業振興費26万 9,000円の減。

85ページでございますが、4目の畜産業費 145万 2,000円の減額であります。それぞれ事業の確定によるもの。5目の農道費につきましても同様、事業費の確定による増額、減額ということになります。

6目の農地費 6,584万 4,000円の増額になります。とりわけ13節の委託料でございまして、記載のとおりでございますが、先ほども歳入で申し上げましたとおり、繰越明許費の分 6,804万 1,000円を含んでいる、そして現年分と差し引きをしている数字であるということでございます。

それから19節の負担金で、同じく道営公共牧場整備事業、それからその下の道営担い手育成草地整備改良事業、減額にはなっておりますが、やはりこの中には公共牧場で 940万 8,000円、道営担手育成で 1,469万円それぞれ翌年度へ繰り越しをする繰越明許分を含みつつ既存の当該年度実施分と差し引きした数値を計上しております。

7目の牧野管理費 303万 4,000円の増でございます。とりわけ11節の消耗品費 276万 7,000円でございますが、飼料の添加物や下に敷くバーク、これらの当期取

扱頭数の増に伴います追加費用の購入代ということになります。

87ページでございますが、8目3万5,000円の増、9目7万6,000円の増、10目農業水道費134万1,000円の増でございます。特に、11節需用費の修繕料150万円、太田地区を中心とする漏水修理代が主なものでございます。

89ページの11目堆肥センター費61万8,000円の減額であります。11節消耗品費20万円ですが、糞合機あるいはロータリーの部品の購入ということでもあります。

90ページの2項林業費でございますが、1目林業総務費194万6,000円の増額であります。特に、一番下の8節繰出金、きのこ菌床センター事業特別会計繰出金ということでございまして、特別会計で説明をさせていただきます。

林業振興費343万4,000円の減額であります。説明欄記載のとおりでございます。奔渡地区の小規模治山を初めとする事業終了に伴う減額ということになっております。

3目の造林事業費900万ほど減額ですが、これも造林事業費の事業の縮小による減額ということになっております。

4目の林業施設費11万7,000円の減。

93ページの水産業費に移らせていただきます。3項水産業費、1目1,000円の減、2目水産振興費234万7,000円の減、事業費確定によるものであります。

3目は組み替え、4目18万6,000円の増であります。とりわけ、14節の使用料、車借上料35万1,000円とございますが、湾月地先の水域の岩礁の破壊に伴う重機借上費用等が主なものでございます。

5目510万3,000円の減額であります。19節記載の事業規模縮小による減額ということになっております。

6目の養殖事業費3万1,000円の増、7目水産施設費7万5,000円の減であります。

97ページ、6款商工費、1項1目商工振興費3万6,000円の増額であります。とりわけ、19節季節労働者当期講習会4万円の計上でございます。交通費の助成20名分でございます。

2目の商工振興費185万6,000円の減額であります。11節の需用費、印刷製本費94万5,000円減額になってございますが、中心市街地活性化基本計画書の印刷代でございます。本年度実施が困難となりましたがために14年度で実施をさせてい

ただくべく、今般減額をさせていただこうとするものでございます。

4目の食文化振興費31万7,000円の減、5目観光振興費15万1,000円の減、99ページ、6目の観光施設費14万8,000円の減でございます。それぞれ節説明欄記載のとおりでございまして、説明を省かせていただきます。

7款の土木費に入らせていただきます。100ページでございます。

1項土木管理費、1目5,000円の減、2目5万4,000円の減、3目8万6,000円の減、4目18万4,000円の減、それぞれ経費確定に伴う減額でございます。

102ページに移らせていただきます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費438万3,000円減額であります。特に、この中でふえているものとして11節需用費、光熱水費、道路照明の電気代13万8,000円、年間通して1,593万8,000円の計上ということになります。それと、その下の修理代80万3,000円、道路照明の修理代でございまして同じく835万9,000円経費を要するものでございます。

14節の使用料及び賃借料、車借上料でございますが、これは尾幌18号線あるいは別寒辺牛の1号線の道路の補修に係る重機借り上げが主なもの、それから15節の桜通りの歩道整備事業でございますが、本年度一挙に実施するということによります入札減によるものであります。

2目の道路新設改良費579万円であります。これまた次のページになりますが、15節の工事請負費を中心とする事業費確定によります減額が主なものとなっております。103ページでございます。失礼しました。

3目の除雪対策費でございます。今回6,571万7,000円を追加をいたしまして、トータルといたしまして8,650万円とさせていただくものでございます。1月2日、22日そして28、29日これらの大雪に伴いまして、かつ今後の彼岸荒れなどの部分も想定した上での追加計上ということになってございます。

104ページでございます。

3項の河川費、1目河川総務費82万2,000円の減、事業費執行減でございます。

105ページ、4項都市計画費でございます。1目都市計画総務費6万6,000円の減でございます。3目の下水道費は特別会計で説明をさせていただきますが、トータルとして2億4,602万3,000円と1,000万ほど減額になるものでございます。

106ページの5項公園費でございます。1目公園管理費、記載のとおりでござい

ます。

107ページでございます。

5項の住宅費でございますが、特に、2目の住宅管理費 175万円の増、11節の需用費、消耗品でございますが、町営住宅の管理用のさまざまな消耗品の購入と。修繕料 181万 5,000円につきましては、各団地の漏水修理であるとか、入退居に伴う室内の修理、あるいは畳の補修、ドアあるいは流し台の修理等々でございます。

108ページの住宅建設費は5万 5,000円の減額であります。

109ページでございます。

8款の消防費、1項1日常備消防費、記載のとおり、2目の災害対策費、記載のとおりでございます。

110ページから9款教育費に移らせていただきます。

1項教育総務費、1目、2目、3目それぞれ減額でございますので記載のとおりでございます。

111ページ、4目46万 1,000円の減、6目7万 4,000円の減、それぞれ記載のとおりでございます。

2項の小学校費でございますが、1目学校運営費11万 3,000円増になっておりますが、これらは主に学校配当予算の組み替え等が主なものでございます。とりわけ19節のスケートリンクについては太田小学校分であります。

2目の学校管理費でございますが、次のページをごらんいただきたいと存じます。

11節の需用費で修繕料が72万 6,000円、特殊学級教室の改造及び手すり設置工事の一式であります。それと、13節、14節コンピューター関係の減額になっておりますが、設置時期によりまして2カ月分で足りたということによります減額であります。

3目の教育振興費83万円の減額であります。

115ページ、中学校費に移らせていただきます。

1目の学校運営費、これも小学校と同様に配当予算の組み替えが主でございます。それと、燃料費でございます。

2目の学校管理費でございますが、13節、14節、小学校と同様の理由による2カ月分の使用料と委託料の調整ということであります。

3目36万 5,000円の減額、記載のとおりでございます。

118ページの5項社会教育費でございます。

1目69万2,000円の減、2目、3目、4目それぞれ文化財保護費まで説明欄の記載のとおりでございまして申しわけございません、説明を省かせていただきます。

5目の社会教育費31万6,000円の減、6目海事記念館費20万6,000円の減、それぞれ事務事業確定によりますものでございます。

121ページ情報館運営費でございます、152万円の減であります、とりわけ11節消耗品費でございまして、IT講習関係の消耗品の増ということでございます。

123ページの6項保健体育費、1目49万5,000円の減、2目6万6,000円の増であります。とりわけ、2目の11節需用費の修繕料でございまして、65万円計上してございます。B&G体育館あるいは勤労者体育館のバスケットボードなどの修繕改修ということでの経費の計上でございます。

それと125ページになりますが、22節賠償金8万2,000円ということで議案第23号にかかわる経費ということになっております。

3目の温水プールの運営費でございます25万9,000円の減、4目の学校給食費9万1,000円の増、とりわけ11節需用費消耗品34万6,000円はフォーク、スプーン約600本分の購入費でございます。それと18節の備品購入費でございますが、調理用の置き台と食缶の購入ということになっております。

127ページでございます。

11節公債費、1項公債費、2目利子でございまして2,380万3,000円の減額。長期債及び一時借入金の利子の減額であります。

平成12年度に発行した長期債の利子、当初3.5%程度で見込んでおりましたけれども、政府系の金融機関中心に1.6%前後で借り入れ実行したこと、それから一時借入金については当初1,000万程度見込んでおりましたけれども、起債前借分の利子も含めまして、約336万円程度で済む見込みとなったことから今回2,380万3,000円を減額させていただこうとするものでございます。

12款の給与費、1項給与費、1目給与費でございまして、46万5,000円の減であります。内訳は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、一般会計の補正予算第1条の説明を終わります。1ページへお戻りを願います。

第2条であります。

繰越明許費、地方自治法第 213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第 2 表繰越明許費によるということでございます。

6 ページをお開き願います。

6 ページ、第 2 表の繰越明許費であります。記載のとおり 5 款農林水産業費、1 項農業費、すべて農地費に係る事業 4 本でございまして、いずれも平成 13 年度の国の補正分ということで追加になり、今年度の予算で計上しながら翌年度に繰り越しをし、そして平成 14 年度で事業実施をする、翌年度で決算をするという形のものでございます。

再び 1 ページ目へお戻り願いたいと思います。

第 3 条の債務負担行為の追加、変更は第 3 表債務負担行為補正による。

7 ページをお開き願います。

まずは、債務負担行為の追加でございます。普通林道奥別寒辺牛線開設による債務負担ということで、この事業の実施主体である厚岸町森林組合当事業実施のために借り入れる林道資金 2,480 万円に対して厚岸町が当該年度を含みまして、20 年で償還債務を負担するものでございます。それから、漁業近代化資金、これは平成 13 年度の貸付実績に応じまして、5 年間利子補給の債務を負担するものでございます。

それから、カキの養殖漁業施設の結氷被害復旧資金に対しまして、厚岸町として利子補給をするものでございます。

新規でございますが、昨年冬の厚岸港内の結氷による貸付制度新設によるものでございまして、期間をごらんいただければわかりますとおり 6 年間、13 年度も含めまして実質 7 年間の利子補給をするとその金額が 37 万 5,000 円と。当該年度含めませんで、平成 14 年度以降でございますが 37 万 5,000 円、町が負担をするというものでございます。

小規模商工業者設備近代化資金貸付事業業務手数料に関する債務負担、これは道無利子貸し付けに対します業務手数料債務を負担するものでございます。元子制度変更によって 14 年度からは利子補給となりますが、今般は手数料ということで、なお、13 年度の貸付分 8 件に対しまして、14 年度から 17 年度まで 84 万 7,000 円を町として負担しようとするものでございます。

次に、変更でございますが、既にご承認いただいております B S E 対策としてのこの掲載事業につきまして、利子補給期間を従来 14 年度ということで議会のご承認

をいただいておりますが、14年度及び15年度ということで期間延長になると。それから、限度額が7万8,000円から8万5,000円へ変更になるというものでございます。

なお、9ページから10ページにわたりましては、債務負担行為に関する調書の補正ということで、その内訳を同様に添付してございます。追加変更趣旨は今申し上げたとおりでございますので、ご確認をお願い申し上げます。

1ページへお戻りいただきます。

4条でございます。

第4条の地方債の補正、地方債の追加、変更は第4表地方債補正によるということになります。

11ページをお開き願います。

11ページ地方債の補正、まずは追加でございますが、目的といたしまして臨時経済対策事業4,800万起債の方法、利率、償還の方法それぞれ記載のとおりでございます。

歳入の町債で申し上げましたけれども、臨時地方道あるいは臨時河川債、これから本債へ振りかえるものでございまして、前年度に対しまして単独事業を上回った年、交付税算入率45%で充当率100%ということで借り入れが可能となったということで振りかえるものでございます。

次に変更でございますが、それぞれ該当事業費の確定に伴いまして、それぞれ財源内訳補正をするものでございまして、申しわけございませんが、逐一の説明は省かせていただきます。

これら合わせまして、町債増減750万円の増となりますけれども、次のページの地方債調書をもってご確認いただければと思いますが、13年度末の現在高現段階での見込み額は132億8,976万7,000円となるものでございます。

以上もちまして、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号へ移らせていただきます。

議案第12号 平成13年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）になります。

平成13年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
第1条でございますが、歳入歳出それぞれ673万9,000円を追加をいたしまして、

総額をそれぞれ15億 650万 9,000円とさせていただくものでございます。

なお、2項といたしまして歳入歳出予算の款項の区分、区分ごとの金額、補正後の金額は第1表によるということでございます。

事項別に説明をさせていただきます。議案の6ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の歳入からでございます。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。3,510万 2,000円の減額であります。1節 798万 4,000円の増額でございますが、当初対象額を 415万 5,000円上回りまして、なおかつ95%の収納率を見込んだものでございます。

それと2節につきましては、4節も同様でございますが2号被保険者の方々の分でございます、課税客体の減による減額ということになっております。

それから3節につきましては、当初60%程度の収納率を見込むも、収納率12.5%で最終的には見込まざるを得ない、見込額 1,019万 2,000円へと修正するものでございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節は 307万 4,000円の増でございますが、課税対象額の増に伴う補正ということでございます。

国民健康保険税トータルといたしまして、総体合計書いてございますが、3,263万 6,000円減額をいたしまして4億 6,355万 3,000円と、最終予算とさせていただくものでございます。

2款分担金及び負担金、2項負担金記載のとおり、がん検診の負担金の減であります。

3款の国庫支出金、1項1目1万 8,000円の減、2目 3,622万 4,000円増になっております。現年、過年ともに医療費の増に伴います増額の補正ということになっております。

9ページ国庫補助金でございますが、1目財政調整交付金 7,176万 6,000円の減額であります。国の国保財政も厳しくて、当交付金が落ち込んだ昨年度 1,971万 8,000円、比較して多く獲得努力をいたしましたが、思いのほか特別調整交付金が伸びずに最終的には同科目1億 1,280万 7,000円となったものでございます。

なお、内訳として普通調整交付金が 9,504万 7,000円、特別調整交付金が 1,776万円でございますが、この分一般会計の繰入金におおむね今回振りかわる形になっております。

10ページになりますが、4款療養給付費交付金、1項1目 1,696万 8,000円の増額になっております。これも医療費増に伴う財源の増ということになります。

5款道支出金、1項1目記載のとおりでございます。

6款連合会支出金、1項1目収納対策給付金の増であります。

13ページでございますが、7款共同事業交付金、1項1目これも医療費増嵩に伴う財源措置の一つでございます。

14ページの8款繰入金、1項1目でございますが、5,447万 5,000円追加をいたしまして2億 4,293万 9,000円となるものでございまして、本科目をもって同会計の収支均衡を図るものでございますが、医療費の増嵩著しい中で平成11年度以降、本繰入金も増嵩の一途をたどっているということでございます。

15ページ、ごらんのとおりでございます。

16ページにつきましても説明を省かせていただきます。

17ページから歳出に移らせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。17万 2,000円の増、主に13節の委託料の増によるものであります。

18ページの2項徴税費、1目でございますが、特に消耗品でございます。連合会支出金対象事務用品の購入ということでございます。

19ページ、運営協議会費記載のとおりでございます。

20ページの特別対策事業費も同様でございます。

21ページの2款保険給付費、1項療養諸費でございます。1目、2目ともそれぞれ増嵩の著しいものでございます。

3目、4目、5目それぞれ記載のとおりでございます。

22ページでございますが、2項高額療養費、1目、2目含めましてそれぞれ増額補正ということになっております。

23ページになりますが、3項移送費それぞれ1目、2目記載のとおり、5項の葬祭諸費、記載のとおりでございます。

25ページの3款老人保健拠出金でございますが、これも同様に老人保健医療費の拠出金がふえるということで、これも近年増嵩の一途でございます。

26ページの介護納付金でございますが、財源内訳補正でございます。

27ページ保健事業費それぞれ記載のとおりでございますが、特に13節の委託料、

健康診査事業であります。それから、18節の備品購入については自動血圧計を1台
庁舎ロビーに配置をしようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号でございます。

議案第13号 平成13年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算で2回目でございます。

平成13年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出総額にそれぞれ1万1,000円追加をし、それぞれ3,692万6,000円とさせていただくものでございます。

6ページをお開き願います。

簡易水道事業特別会計歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項1目1万円の追加であります。

7ページでございますが、2款使用料及び手数料、水道使用料でございます16万8,000円の増、それぞれ地区別内訳は記載のとおりでございます。

2項の手数料、同様でございます。記載のとおりでございます。

9ページの5款繰入金でございます。18万円の減、トータルとして2,682万9,000円となるものでございます。

6款の諸収入メーター器売払代の減額であります。

11ページでございます。

歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目5万9,000円の減、事務事業経費確定による減であります。

それから、2款の水道費、水道事業費でございますが、7万円の増、特に修繕料の20万円でございますが、内容は配水管の破損修理、及びメーター器の撤去等修理代でございます。

以上で議案第13号説明を終わらせていただきまして、続いて議案第14号に移らせていただきます。

議案第14号 平成13年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成13年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,239万 4,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ14億 334万 8,000円とさせていただくものでございます。

6ページをお開き願います。

6ページ老人保健特別会計歳入でございますが、1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金、それぞれ歳出におけます医療給付費の増嵩に伴います支払基金からの財源措置分、これが医療給付費として 6,200万ほど増額になっております。

7ページでございますが、2款国庫支出金、1項2目 1,069万 6,000円の減額になっておりますけれども、現年、過年とも歳出医療給付費に係る財源の修正でございます。

3款の道支出金、1項2目 371万 5,000円減額であります。国庫支出金と同様でございます。

9ページの繰入金でございます。

一般会計繰入金 2,481万 5,000円の増額でありまして、それら合わせましてトータル 9,794万円となります。これまた国保同様老人医療費の増嵩に伴いまして、収支均衡のために一般会計より今回支出するところでございます。

10ページの諸収入記載のとおりでございます。賠償金であります。

11ページ、歳出であります。

2款医療諸費、1項1目医療給付費 7,244万 2,000円の増額、トータルといたしまして13億 8,458万 3,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第14号説明を終わらせていただきます。

続いて議案第15号でございます。下水道事業特別会計であります。

議案第15号 平成13年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（4回目）でございます。

平成13年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございます。総額からそれぞれ 1,031万 5,000円を減額をいたしまして、総額をそれぞれ9億 8,812万 1,000円とさせていただくものでございます。

12ページをお開き願います。

下水道会計歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道費負担金54万 6,000円、受益者負担金の増額であります。

13ページになりますが、使用料及び手数料、下水道の使用料でございまして4万5,000円の増、トータルとして2,931万9,000円となるものでございます。

14ページでございしますが、繰入金1項1目1,045万6,000円減額となりまして2億4,602万3,000円の最終予算となるものでございます。

15ページでございしますが、町債でございします。

7款町債、1項1目下水道債、単独事業費分が確定に伴いますその分の減額ということでございます。

続きまして歳出でございしますが、16ページ1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費7万9,000円の減、2目5万円の減、3目1万3,000円の減、4目80万2,000円の増になります。

次のページをごらんください。

この増につきましては19節でございしますが、主に水洗化等改造工事補助金の増がその主な要因でございます。

4月から1月の実績で115件でございますので、2月、3月分今後20件相当を見込んでの支出計上ということでございます。

18ページでございしますが、下水道費の下水道事業費、1目公共下水道事業費でございします。95万1,000円の増額であります。主に職員手当関係がその要因ということとであります。その他事業費確定によります減額ばかりでございします。

1ページへお戻り願いたいと存じます。

第2条でございします。

第2条、債務負担行為の追加、変更は第2表債務負担行為補正によるということになります。

4ページをお開き願います。

4ページでございしますが、第2表の債務負担行為補正、まずは追加であります。

記載のとおり、これは平成14年度に実施する同事業の一部を前倒しをして実施をいたすべく債務負担行為を組ませていただくものでございまして、次のページをごらんください。

次は変更でございします。

既にご承認をいただいております同事業につきまして、貸付実績に応じまして限度額についてのみ55万6,000円とあるところを6万9,000円へと変更をさせていた

だくものでございます。

なお6ページ、あるいは7ページで調書補正を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

再び1ページへお戻りください。

3条でございます。

第3条、地方債の変更は第3表地方債補正によるということになります。

8ページをお開き願います。

8ページ、第3表地方債の補正、変更でございます。

歳入の町債で申し上げたとおりでございますので、次のページに調書をつけてございますので、それぞれご確認を願いたいと存じます。

以上で議案第15号終わらせていただきまして、次は第16号でございます。

議案第16号 平成13年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算、こちらも3回目でございます。

平成13年度厚岸町のきのこ菌床センター事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございまして 413万 3,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ 6,576万 7,000円とさせていただこうとするものでございます。

8ページの、まず歳出をごらん願いたいと存じます。

8ページの歳出から説明をさせていただきますが、菌床センターの歳出、1款事業運営費、1項1目事業運営費でございますが、きのこ菌床センターの運営につきましては、日夜懸命の努力をしているところでございますが、とりわけ11節の燃料費 308万 5,000円等々を中心といたしまして、今回 413万 3,000円の資金需要を生じております。

そこで、歳入に入らせていただきますが、6ページをお開き願います。

こういう需要に対応するために財源といたしまして、2款財産収入の1項財産売払収入、1目生産物売払収入、しいたけ菌床売払代を 157万 5,000円増額を見込み、トータルとして 5,231万 5,000円といたしつつも需要を補いきれず、次のページでございますが、7ページの3款繰入金、1項1目繰入金 255万 8,000円一般会計繰入金を追加繰り入れするものでございまして、よって本目につきましては、さきのセーフガード対策分と合わせまして、トータルといたしまして 1,299万 9,000円と

させていただくものでございます。

以上で議案第16号を終わらせていただきます。

続きまして17号でございます。

議案第17号 平成13年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成13年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出総額からそれぞれ 2,654万 2,000円を減額をいたしまして、それぞれ6億 3,350万 2,000円とさせていただくものでございます。

8ページをお開き願います。

8ページ歳入でございます。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金でございます。484万 2,000円を減額をいたしまして、トータル1億 1,955万 5,000円とさせていただくものでございます。今回、歳出であります保険給付費の減に伴うものでございます。

9ページでございますが、2項国庫補助金、1目 463万 6,000円の増額であります。介護支援サービスなどの調整基準額給付費の5.16%を見込んだものでございます。2目7万 1,000円の減。

10ページ3款の支払基金交付金でございます。

介護保険交付金でございます。798万 9,000円減額であります。公的負担分の33%、2号被保険者分として支払基金から交付するものでございますが、これまた歳出の減に伴います今回の減額であります。

11ページでございますが、4款道支出金、1項1目これも国あるいは支払基金交付金と同様の減額理由でございます。

12ページ、道支出金の道補助金でございますが、記載のとおりでございます。

13ページ、一般会計繰入金でございます。

6款繰入金、これをもって収支均衡を図るものでございまして、トータル 9,812万 2,000円とさせていただくものでございます。

また、2項の基金繰入金といたしまして、2目介護給付費準備基金の繰入金 348万 1,000円の新規計上になります。これは、3年間の保険料とサービス実態のギャップを調整するものでございまして、基金残高全額を取り崩すものでございます。

次のページをごらん願います。

15ページ、9款の町債、1項1目財政安定化基金貸付金でございますが、減額であります。前ページの介護給付費の準備基金と同様の趣旨での北海道基金からの借入金ということになっております。

16ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項1目66万円の減、17ページになりますが、2項徴収費 6,000円の増、3項介護認定審査会費それぞれ記載のとおりでございます。

19ページ、2款の介護給付費の介護サービス等諸費ということでそれぞれ1目から5目まで、それぞれのサービス実態に合わせて増減をしてございます。

それから6目2万 8,000円の増、これら合計欄として合わせましてトータル 2,407万 3,000円の減額として総計を5億 9,769万 2,000円となるものでございます。

21ページの2項1目記載のとおりでございます。

5款家族介護支援特別対策事業でございますが、それらに基づく実績合計額ゼロとする減額措置でございます。

23ページでございますが、諸支出金6款でございます。

1項2目償還金でございまして、国からの負担金、交付金これらの12年度分の精算による還付金该内容でございます。

1ページへお戻りいただきますが、第2条になります。

地方債の変更は第2表地方債補正によるということになりますが、4ページを開き願います。

第2表地方債補正、変更でございます。

歳入の町債で申し上げましたとおりでありまして、次のページに調書を添付しております。ごらんを願いたいと存じます。

以上をもちまして、議案第17号終わらせていただきまして、18号に移らせていただきます。

議案第18号 平成13年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成13年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 299万 7,000円を減額をいたしまして、総額それぞれ3億 4,105万 4,000円とさせていただくものでござ

います。

6ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計の歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入でございます。

1節いわゆるデイサービス収入でございますして、トータル 2,018万 3,000円となるものでございます。

3節ショートステイの分でございますが、338万円の増額でトータル 2,033万 4,000円となるものでございます。

4節ケアプラン作成の収入でございます。

それと、2目施設介護サービス収入でございますしてトータルとして右欄記載の1億 6,710万 1,000円となるものでございます。

7ページの自己負担金収入でございますが 132万円、それぞれ同様にそれらのサービス対応に応じまして説明欄記載のとおりでございます。

7款寄附金、1項1目寄附金でございます。4万 7,000円であります。

9ページでございますが、8款繰入金、1項1目 1,335万 1,000円の減額であります。トータルとして 8,265万 9,000円として収支均衡を図るものでございます。

9款の諸収入、雑入でございますが、主に2節雑入生きがい活動支援通所事業 635万 2,000円の増、これが主な収入増の要因でございます。

続きまして11ページからの歳出でございますが、サービス事業費、居宅サービス事業費でございますして、1目記載のとおりでございます。2目通所サービス、デイサービスですが 140万 5,000円の減額、とりわけ18節になりますが備品購入、これは乾燥機つきの洗濯機の購入でございます。

3目9万 8,000円の減、4目24万 3,000円の減、それから2項の施設サービス事業費でございますが、1目同名13万 7,000円の減額であります。とりわけ、需用費の修繕費でございます62万円、除雪機の修理であるとか、それからボイラー関係老朽化のために新年度で約 5,000万円をもって給水給湯設備整備を行うものでございますが、それらの厨房関係あるいはタイルの修理等々機械室の修理等の経費でございます。

18節の備品購入でございますが、全自動高圧滅菌機の購入ということになります。

議 長
水道課長

以上をもちまして、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

11号から18号まで大変雑駁な説明ではございましたけれども、種々ご審議を賜り、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

水道課長。

ただいま上程いただきました議案第19号 平成13年度厚岸町水道事業会計補正予算の内容について説明いたします。

第2条の業務の予定量の補正でございます。

給水戸数でございますが、96戸を追加し 5,216戸とするものでございます。年間総配水量でございますが2万 710立方メートルを減じ、 142万 7,790立方メートルとするものでございます。1日平均給水量でございますが57立方メートルを減じ、3,911立方メートルとするものでございます。

主な建設改良事業でございますが、配水管布設替事業として 484万 8,000円を減額し1億 703万 8,000円とするものでございます。

浄水場整備事業として65万 4,000円を減額し 3,986万 9,000円とするものでございます。

メーター設備事業として 264万 1,000円を減額し 2,281万 7,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございますが、収入では1款水道事業収益、1項営業収益でございますが96万 5,000円を減額し2億 3,526万円とするものでございます。

2項営業外収益でございますが 376万 4,000円を増額し 3,470万円とするものでございます。

支出では1款水道事業費用、1項営業費用でございますが 240万円を増額し2億 1,023万円とするものでございます。

2項営業外費用でございますが31万円を増額し 4,854万 5,000円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では1款資本的収入、1項企業債では 450万円を減額し1億 1,540万円とするものでございます。

4項他会計補助金では30万円を増額し30万円とするものでございます。

5項工事負担金では9万4,000円を減額し404万6,000円とするものでございます。

6項補償金では52万1,000円を減額し683万9,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

支出では1款資本的支出、1項建設改良費では815万4,000円を減額し1億7,076万2,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。

第4条の括弧書きでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,541万6,000円は過年度分損益勘定留保資金1,015万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,712万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額813万3,000円で補填するものでございます。

予算第3条、第4条の収入及び支出につきましては、6ページからの補正予算説明書により説明いたします。

6ページをお開きください。

第3条の収益的収入でございますが、1款1項1目では、17万4,000円の減で0.07%の減でございます。これは、節説明欄記載のとおり団体用で199万4,000円、尾幌農業水道で4万8,000円の増となりましたが、一般用、営業用、工業用、浴場用、臨時用、尾幌簡易水道で221万6,000円減となり差し引きで17万4,000円の減額補正を行うものであります。

2目では78万2,000円の減で、当初下水道の水洗化に伴い、給水工事も増加する見通しで、件数180件に対する設計審査及び工事検査手数料を計上しておりましたけれども、水洗化に対する給水はほとんどが屋内配管でありまして、件数にして93件の減による手数料の減額補正であります。

2項1目では400万円の増でございます。これは、尾幌分水ほか補助で道路改良に伴う配水管布設替分の起債利息の補助金でございます。

2目では12万6,000円の減で、預金利息の減でございます。

3目では、11万円の減で、1節の不用品売却収益で検満メーター器売却547個で20万8,000円となり11万7,000円の減が主なものであります。

次に、第3条の収益的支出でございます。1款1項1目では176万5,000円の増

で、主なものは17節の委託料で浄水場汚泥成分検査委託料で23万円の増、20節の動力費は浄水場の電気料で21万 1,000円の増、21節の薬品費では、粉末活性炭 1万60キログラム購入で 101万円のほか、次亜塩素酸ナトリウム 8,546キログラム購入で 43万 2,000円等で薬品費で 126万 9,000円の増となり、その他につきましては各節説明欄の記載のとおりでございます。

2目では28万 9,000円の増で19節の修繕費であります、配水管漏水修理の増でございます。

4目では、34万 6,000円の増で、主なものは3節の手当58万 6,000円で超過勤務手当の増でございます。

その他につきましては説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

2項3目では31万円の増でございます。消費税及び地方消費税納税額の増額でございます。

次に、第4条の資本的収入でございます。

1款1項1目では、450万円の減で事業費決定による減が3事業で 480万円となりますが、一般国道門静地区配水管布設替工事では30万円を増額し、差し引きで 450万円の減でございます。

4項1目では30万円の増で、配水管布設替工事に伴う消火栓移設費用としての他会計補助金の増でございます。

5項1目では9万 4,000円の減で、新設メーター器で3個減、検満メーター器で7個減に伴う工事負担金の減でございます。

6項1目では52万 1,000円の減で、一般国道門静地区及び道道床潭筑紫恋線配水管布設替工事の事業費決定によります補償金の減でございます。

次のページをお開きください。

第4条の資本的支出でございます。

1款1項1目では 550万 2,000円の減で、これは工事発注によります事業費決定による減額補正でございます。

3目では 264万 1,000円の減で、新設メーター器67個、検満メーター器 547個の購入と、工事費で事業費決定による減額補正であります。

4目では1万 1,000円の減で、浄水場防災無線システム購入の減でございます。

2ページをお開きください。

第5条、企業債の補正でございます。

配水管布設替等事業費といたしまして 450万円を減額し1億 1,540万円とする内容でございます。

起債の方法、利率、償還については変更ございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費で58万 6,000円を増加し 6,461万 8,000円とするものであります。

交際費については増減ございません。

第7条、他会計からの補助金でございますが、2号の尾幌分水ほか補助金として 400 万円のほか、3号の消火栓設置補助金として30万円を増額し、合計で 3,467万 5,000円とするものであります。

第8条、たな卸資産の購入限度額につきましては 126万 9,000円を増額し 1,477万 2,000円とするものでございます。

以上が平成13年度厚岸町水道事業会計補正予算の内容でございますが3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、11ページから12ページが貸借対照表でございますが、説明を省かせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

提案理由の説明に入る前に訂正がありますので、貴重な時間を大変申しわけございません。

7ページをお開き願いたいと思います。

7ページの2項の医業外収益のですね、目の3他会計補助金、3となつてございますけれども、3を4にご訂正願いたいと思います。すみません。

では、ただいま上程いただきました議案第20号 平成13年度厚岸町病院事業会計補正予算の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開き願います。

業務の予定でございます。

患者数でございます。年間延べ患者数、入院患者につきましては 1,192人の減となりまして3万 102人の計上でございます。主に内科の減でございます。外来患者

につきましては、1,807人の増で8万7,957人の計上でございます。主に外科の増のものでございます。

一日平均患者数でございます。

入院患者につきましては一日3人の減で83人とするものであります。外来患者につきましては4人の増で359人とするものでございます。

2の主な建設改良事業でございます。

これにつきましては、医療機械整備事業でございまして73万3,000円の減額をするものでございます。これは、医療機械17点事業費決定による減額でございます。

第3条、収益的収入及び支出並びに第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額につきましては、7ページから説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款病院事業収益でございます。

259万3,000円の減額で15億8,503万7,000円の計上でございます。1項医業収益でございます。5,247万5,000円の減額で11億5,787万6,000円の計上でございます。

1目であります。入院収益であります。5,222万2,000円の減額で7.7%減額で6億2,689万1,000円の計上でございます。内容でございますけれども、記載のとおりでございますけれども入院患者数の減、また一人平均単価の減による減でございます。

2目の外来収益でございます。325万6,000円、0.7%の増でございまして4億7,777万9,000円の計上でございます。内容でございますけれども、外来患者数の増、また一人頭平均増等によるあわせての増額でございます。

3目のその他医業収益でございます。

350万9,000円の減額で5,320万6,000円の計上でございます。

節の内訳でございますけれども、主に室料差額収益、公衆衛生活動収益、その他医業収益の内容でございますけれども、主に公衆衛生活動収益243万9,000円の減額でございます。これは文書料、健康診断料による減額でございます。

第2項医業外収益であります。4,988万2,000円の増で4億2,716万1,000円の計上であります。

2目患者外給食収益であります。11万8,000円の減額で295万5,000円の計上であります。これは、患者外職員の職員数減によるものであります。

4目他会計補助金であります。5,000万の増で4億1,786万9,000円の計上でございます。これにつきましては、救急医療対策費130万9,000円の増、保健衛生行政費2万4,000円の減、医師研修費22万6,000円の増、その他運営費4,848万9,000円の増が内容でございます。

次ページ、8ページをお開き願います。

1款病院事業費用であります。7,297万8,000円の増で16億5,975万1,000円の計上であります。

1項であります。医業費用7,179万7,000円の増額で15億3,017万8,000円の計上であります。

1目給与費であります。1,005万1,000円の減額で約1%減額でありまして9億5,971万1,000円の計上であります。主なものでございますけれども、1節の医師給574万の減額であります。これは、整形外科医を確保ということで11月、3月見込んだところでございますけれども、欠員によりましての減額と、また内科医1名2月退職による減額が主な内容であります。

7節の医師手当でございます。406万4,000円の減額でございます。これにつきましても整形外科医の欠員、また内科医の退職による期末手当等による減額でございます。

13節でございますけれども、諸手当448万9,000円の減額となっております。これは主に医師欠員、退職等による内容でございます。超勤手当等記載の内容でございます。

14節の賃金でございます。259万円の増額となっております。これは主に出張医による増額となっております。

16節法定福利でございます。これは社会保険料等による増額でございます。

9ページをお開き願います。

2目の材料費でございます。932万7,000円の減額で、2億6,358万9,000円の計上であります。約3.4%の減額となっております。内訳でございますけれども、1節の薬品費が793万2,000円の減額であります。これは主に内容記載のとおりでございますけれども、延べ患者数の増、また一人当たりの単価の減による合わせて

の減でございます。

3節の給食材料費でございます。128万3,000円の減であります。これは、入院患者の減による食数の減によるものであります。

次に、3目の経費でございます。413万6,000円、約2.2%の増、1億8,954万8,000円の計上でございます。主な内容でございますけれども、3節の消耗費でございます。事務用品、管理用品等の増でございますけれども、主に管理用品、総合管理システムの整備による消耗費等の増によるものであります。

5節の光熱水費であります。これは、主なものは水道料の増であります。

あと、6節の燃料費であります。35万8,000円の増でございますけれども、これは主に重油の増によるものであります。

12節であります。修繕費85万1,000円の増を計上してございますけれども、これは主に施設修理費、エアコン修理とか空調機モーター取りかえ等による内容が主なものでございます。

10ページをお開き願います。

14の使用料でございます。119万5,000円の増額を見ております。酸素濃縮装置使用料が65万7,000円等によるほか、人工呼吸使用料等による内容のものでございます。

16節交際費100万を減額するものであります。

4目であります。減価償却費であります。8,619万2,000円の増で、1億910万6,000円の計上となっております。これにつきましては、今回全額を計上1億910万6,000円全額を計上させていただきました。これが内容でございます。

5目の資産減耗費であります。84万7,000円の増で119万7,000円の計上であります。これにつきましては、固定資産除却費でございます。医療系器具の除却費であります。10点の医療器具を除却する内容による増であります。

次ページ、11ページをお開き願います。

2項の医業外費用であります。118万1,000円の増で1億2,927万3,000円の計上であります。

1目支払利息及び企業債取扱諸費であります。4万8,000円の減額で1億193万7,000円の計上であります。これは一時借入金の減によるものであります。

2目の患者外給食材料費であります。5万5,000円の減額であります。231万

2,000円の計上であります。これは、患者付添人数の食数による減額であります。

雑損費であります。これは128万4,000円の増で1,425万3,000円の計上であります。これにつきましては、不用品売却原価その他雑損費の内容でありまして、貯蔵品仮払消費税の増等によるものであります。

12ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款資本的収入20万の減額で2,309万2,000円の計上であります。1項企業債20万の減額で890万の計上であります。

1目であります。企業債20万円の減額であります。これにつきましては、事業費確定による減額であります。

資本的支出であります。1款資本的支出73万3,000円減額で1億2,868万2,000円の計上であります。

1項建設改良費73万3,000円の減額で2,468万1,000円の計上であります。

1目固定資産購入費であります。73万3,000円の減額で2,168万1,000円の計上であります。これにつきましては、医療器械の17品目の決定による減額であります。

2ページにお戻り願います。

第4条の関係でございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億559万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億554万9,000円で補填するものであります。

第5条企業債であります。

予算5条に定めた企業債を次のとおり補正するものであります。補正額は20万の減額であります。減額で892万を計上するものであります。起債方法等については変更はございません。

3ページをお開き願います。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費であります。1,005万1,000円減額で9億5,971万1,000円を計上するものであります。交際費につきましては100万の減額で150万とするものであります。

第7条他会計からの補助金であります。

予算第8条に定めた一般会計からこの合計へ補助する全額を次のとおり補正するものであります。

救急医療対策費補助 130万 9,000円の増で 6,883万であります。医師研究研修費補助であります。22万 6,000円の増で 387万 9,000円の計上であります。保健衛生行政費補助であります。2万 4,000円の減額で 270万 1,000円であります。その他運営費補助であります。4,848万 9,000円の増で2億 1,611万 4,000円の計上であります。合わせまして、5,000万の増額で4億 1,786万 9,000円の計上となっております。

第8条であります。

たな卸資産の購入限度額であります。870万 2,000円を減額し2億 7,484万 1,000円とするものであります。

以上、平成13年度の病院事業会計補正予算を説明をさせていただいたところでございますけれども、収益的収入につきましては入院収益等の減収等により厳しい収支状況を余儀なくされている状況でございます。単年度の収支状況でございますけれども、税抜きで 7,573万 6,000円の単年度欠損の見込みでございます。平成13年度末の未処理欠損金は12年度末の処分利益剰余金 3,505万 6,000円を差し引き 4,068 万円の見込みとなるところでございますが、年度末一層の収入の確保に努め欠損金の減少に努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

それと、ほかの補足資料でございますけれども、6ページの平成13年度厚岸町病院事業会計補正資金計画書、また13ページから14ページの平成13年度厚岸町病院事業予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

大変雑駁なご説明でございますけれども、よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 本10件の審査方法についてお諮りいたします。

本10件の審査については、議長を除く19名の委員をもって構成する平成13年度各会計補正予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたくと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については議長を除く19名の委員をもって構成する平成13年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

再開は13時30分。

休憩時刻 11時55分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 13時30分

議長 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

初めに、4番、佐藤議員の一般質問を行います。

4番。

4番 私は、このたびの第1回定例会に当たり、さきにご通告を申し上げました3点、7項目につきまして町長並びに担当者のお考えをお伺いするものであります。

さて、国も地方も財政再建のためそれぞれ厳しい行財政改革を推し進めようとしておりますことは、既にご承知のことでございます。

すなわち、私流に申し上げますと、現代は戦国時代と幕末維新がダブって訪れている、そんなように思われてならないのであります。

日本人の価値観が根底から変わり、個人も社会も21世紀をどう生きるか模索をしております。

私は21世紀は物の豊かさではなく、心の豊かさを求める時代だと考えます。こういう変革の時代に、特に問われるのがトップリーダーとブレーンの能力だと言われており、すなわちトップリーダーとは若狭町長であります。また、ブレーンとは助役さんを筆頭とする管理職の皆様方であります。

なんとしてもやり遂げようと強い熱意があって初めて知恵も湧き、工夫も生まれてくると言ったのは、かの松下幸之助氏であります。

どうか、熱意こそ物事をなし遂げる最大の要諦だという心を持って日々の業務に当たっていただきたいと思うのであります。

質問の1点目であります。

ご承知のとおり、当町は漁業と酪農を基幹産業とし、とりわけ直接商業、または関連する業種業態を含めて考えると漁業の町と言えるかと思えます。昨年は卸売市場取扱で3万1,800トン、金額で申し上げますと65億2,000万円ほどの水揚げを記録しております。金額ベース過去10年間で3番目の水揚げとなりました。

しかし、その中身を見てみますと3万1,800トンの水揚げ量のうち、大宗であるサンマの水揚げが約80%を占めており、しかもサンマ漁については5年と大漁が続かない魚種と言われており、好、不漁のある漁業だけに依存をする地域経済は将来的に極めて不安定でありますし、また後に出てまいります財政改革にも少なからず影響が出てくるものと考えます。また、昨今の少子高齢化社会の進行により確実に過疎化が進み、これ以上人口の増加が見込めない状況下でございます。

そこで、経済活性化のための一つの方法としての観光振興策でございます。定住人口がふえない以上、交流人口による活性化策が考えられます。その土地、すなわち厚岸であります、その土地を訪れる、あるいは訪れないにかかわらず、地域に影響を与える、あるいは消費を伴う、あるいは伴わないにかかわらずその土地を訪れる人を交流人口と定義しているわけであります。

具体的に申し上げますと、前者は通販やふるさと会員などと称してその土地の特産品等の購入を通じた交流人口であり、後者はその土地を訪れるということでございますので、観光客や通過流動客ということになろうかと思います。昨年度の釧根管内の観光消費額は、実に646億円、中身は宿泊代あるいは土産代、交通費等ありますが、これを産業連関表に対し経済波及効果をはじき出したところ、実に859億円という数字がはじき出されております。観光産業の直接生産額だけでも、294億円。釧根地域の総生産の実に2.3%を占めております。水産業が4.9%、紙パルプ3.5%でございますので、実はそれに次ぐ割合ということになろうかと思います。何を申し上げたいかと言いますと、場合によっては観光は基幹産業になり得るということでもあります。

厚岸町は花と味覚と歴史の町を標榜し、春の桜まつりに始まりカキ祭に終わるイベント型の観光を営々と続けております。確かに一手段として必要ではありますが、厚岸に来てカキを食べて腹いっぱいになって帰るだけの繰り返しであります。また、期間中の催事につきましても一向にかわりばえのしない頑固一徹の内容でもございます。つまり厚岸を訪れる訪れないにかかわらず、地域に影響を与える交流人口を生み出すためのソフト的施策、あるいは文化型観光等の施策が考えられないかということでもあります。

ある町の例を申し上げます。もちろん厚岸町とは地域や歴史、生活文化などが違うわけですから、同じことをやるわけにもいきませんし、またやっても三番

せんじであります。その町は福井県の丸岡町という人口3万人ほどの小さな町であります。町名を申し上げますと気がつく方もあろうかと思いますが、この北陸の小さな町から実は日本一短い手紙を送ってくださいと日本中に向かって情報発信をしたのであります。昨年で9回目の募集となりました。毎年テーマを変え、募集しているわけではありますが、ちなみに昨年のテーマは命ということであったそうであります。かつては、この町も厚岸町のように地域イベント中心の観光であったそうであります。選ばれた日本一短い手紙は文集となり出版され、ベストセラーにもなりましたし、また宮園にございます当町の情報館にも4年度分並んでおります。

私は、この丸岡町がすばらしかったのは、この日本一短い手紙というタイトルの設定であり、その地域のPR方法であります。今の言葉で申し上げますと、地域のC I、すなわちコミュニティアイデンティティーと申しますか、その宣伝であります。日本一短い手紙で思い出すのは戦国武将、後に家康の家臣となり、岡崎三奉行の一人、本多作左衛門重次が戦場から留守宅に送った「一筆啓上 火の用心 お仙泣かすな 馬肥やせ」と、この手紙であります。この手紙に書かれております、お仙、すなわち作左衛門の長男の仙千代ということでございますが、成人となりまして、後に丸岡4万8,000石の藩主となったことから、この直接関係がなくても縁者にそういう人物がいれば大いに活用しようという態度が歴史の活用として大いに参考になるのではないのでしょうか。

蛇足ではありますが、昨年募集をいたしましたこの手紙は、実に日本語で12万3,988通、英文で8,823通、合わせて13万通を超えたそうであります。

釧路北中3年のイケダミュさんというお嬢さんも、昨年初めて応募したそうあります。命ということでございますので、時間をかしまして、作品をご紹介申し上げます。「死ねば楽になるの 死んだことないのにどうしてわかるの 死なないで生きて」と、これが20遍の特別賞を受賞したそうであります。この日本一短い手紙の募集が契機となりまして、応募者はもちろんのこと、文集を読んだ全国の方々から、丸岡町とはどんな町なんだろうと、もっと丸岡町のことを知りたい、あるいはぜひ丸岡町を訪ねてみたいというようになりまして、交流人口がもちろん拡大いたしましたし、一躍丸岡町の名前が全国区となったのであります。

とかく観光振興と言いますと多額の建設資金を投入し、テーマパーク的事業に目が行きがちではあります。この辺で知恵を働かせ、将来の交流人口の拡大のため

に、新たな施策の展開が必要と思いますが、いかがでございましょうか。

次に、厚岸観光の推進母体となる観光協会の組織化についてであります。

現在の観光協会のご承知のとおり、任意団体でございます。その構成員、すなわち会員はほとんどが事業者でございます。したがって当然のことながら、役員自身も自分の商売を持ちながらの活動であり、その事務局も商工観光課にしている関係から、どうしても事務局任せの活動になりがちでございます。もちろん、事務局は事務局で行政職員でございますから、一定期間でその職が変わることにより、事業や実施手法がマンネリ化し、時代に対応した活動になっていないのが状況であると思われます。それらを変えるためには、広く町民、各界各層の人々の参加や観光協会に対する支持がいただけるような認知度の高い組織づくりが急務と考えます。一つの方法として、民法に定める公益法人格を有する社団化もその一つの方法と考えます。組織が強化され、活動が地についたものとなり、一層の観光振興が図られると思います。お考えをお伺いするものでございます。

さて、2点目でございますが、本年4月から、ペイオフ制度が一部解禁となります。ご承知のように、預金はこれまで経営破綻した金融機関等の経営内容にかかわらず、特例として公的資金などを使い預金元本と利息全額が守られてまいりました。しかし、これまでの預金の全額保護から、本年4月以降は流動性や決済性の高い普通預金、あるいは当座預金を除き、定期性の高い預金につきましては合計して元本1,000万とその利息のみの保護となり、外貨預金や譲渡性預金にいたっては、本年4月からは保護の対象外となりますことはご承知のとおりでございます。

また2003年4月からは、流動性の預金と定期性の預金がさらに合計されまして、元本1,000万とその利息のみの預金保護となり、完全実施の運びとなる予定であります。このことは個人ばかりでなく、地方自治体も例外ではありません。むしろ個人では、預金を複数の金融機関へ預けがえするなどの対応が容易ですが、一般財源や基金など多額の資金を運用する自治体にとっては、預金の担保措置が必要なことは言うまでもありません。しかしながら、個人預金と違い、その額や日々の残高が大幅に変化するなど、単純な預金の分散化が難しいものと思われます。

当町でも、さきに示された厚岸町財政改革プログラムにペイオフマニュアルの点検がうたわれておりますが、要は将来にわたって経営の健全な金融機関に預けることに尽きるわけですが、その経営状況を把握するためにそれぞれの金融機関が発行

いたします、ディスクロージャーのための資料から自己資本比率やあるいは不良債権の状況などをチェックするわけではありますが、ほとんどのディスクロージャー紙は一般の人には難しく、一目で経営状況がわかるとは言えないとも言われております。

そこで、当町が現在保有をいたします各種預金のうち、本年4月から、ペイオフにより対象となる預金は一般会計、特別会計であろうかと思いますが、含めましてどのようなものがあるのか、あるいはまた総額がどのくらいになるのか、ここで伺いをいたしたいと思います。

また、先ほど申し上げましたように、あらゆる預金について担保する必要があることから、巷間言われております一例として地方債や他の借入金と預金との相殺をするため、あらかじめ金融機関と契約を結ぶことやあるいは特定目的基金のうち長期的に運用の可能なものについては、元本償還や利息の支払いが確実な債券による運用を検討するなどの対応策が考えられると思いますが、厚岸町では今後どのような対応をされ、町民に大切な預金を保護するのかあわせて伺いを申し上げる次第でございます。

次に3点目について伺いを申し上げます。

さきに助役を委員長とする財政改革委員会がまとめた骨太の財政改革プログラムについてであります。

現在、国も地方も財政再建のためにそれぞれ厳しい行財政改革を行おうとしております。厚岸町も例外ではなく、国の骨太の方針のもとに、地方交付税等の各種補助金の減額が容易に予想され、財政基盤の中心となる歳入の大幅減額に加え、町民ニーズに対応した各種施設の建設に要した際の財源として活用した地方債の償還がここ数年でピークを迎えるなどの理由が挙げられます。しかし、一定の過程の条件のもととは言え、その額は3カ年で23億2,000万の収支不足と予想され、各種預金を全額取り崩しても平成16年度には9億円以上の赤字となるなど、極めて危機的状況と言わざるを得ません。このことから、財政改革プログラムを短期、中期に分けて示されました。当然のことながら短期実行プログラムは早期に、しかも実施の容易性と即効性による改革案でございますので、その大部分が行政内部でできる事柄が中心であります。

そこで伺いを申し上げます。

この短期実行プログラムは平成16年度をピークとし、財政赤字に転落する事態だけは何としても回避をしたい、言わば緊急避難的改革プログラムと考えます。その安定的財政運営のために、中長期にわたる財政改革プログラムが実行されるのですが、要は中身でありその姿勢であると思います。もちろん従来からの仕組みを改革することは、時によっては痛みの伴うものとは理解をいたします。

しかし、その痛みは、行政、町民等しく共有すべきものと考えますし、加えて申し上げれば、町職員みずからがその改革の手本を示さなければならないと思うのであります。

財政改革委員会の示した改革案は、何とかこの3年間で財政赤字は避けたい、そのためには特別職、管理職手当の若干の削減はやむを得ないと、当然のこのようにも思われます。

しかし、特別職、管理職以外に多くの職員の皆様方には、厚岸町財政の危機的状況に対する意識はないのでしょうか。白糠町では、町職員みずからが痛みのリストを提出すると言います。民間では、リストラにより職を失い、あるいは賃金の引き下げ等により経済のデフレ化が進行している中で、公務職は現行定期昇給が保障されているわけであります。改革に聖域を設けてはならないと思います。聖域のある改革は真の改革にはならないのであり、またその効果も疑わしいものとなります。改革も歴史に学んでいただきたいと考える一人であります。

現代人の多くは表面上はともかく、内心では過去の歴史の改革に21世紀に生きる我々が本当に真に学び、活用できるものはないと思っているのではないのでしょうか。いわく、時代に隔たりがあり、社会構造が全く違う現代社会のスピードは江戸時代よりはるかに早いと言います。しかし、時代の現象にばかり目を奪われてその根本である不偏の原理原則を見失ってはならないと思うのであります。そのような中で、中長期改革プログラムは町民に多くの痛みを押しつけているようにも思えてならないのであります。ごみ処理手数料等税外収入料金の適正化、あるいは水道会計の適正受益者負担、あるいは各種施設の統廃合などがその一例でもあります。

長期にわたる不況は、今春闘でも賃金より雇用の確保をスローガンとするなど厳しさをきわめております。その中での改革は、まさに難しいわけでありますが、財政改革ばかりでなく、日々の行政運営も大多数の町民を得るためには将来にわたって率先して行政がその範を示すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いした

いと思うわけであります。

当面する財政改革期間の3カ年は、図らずも町長の在任期間と合致をいたします。その成果も町長の行政運営の評価となることをあわせて申し上げておきたいと思えます。

いろいろと申し上げましたが、他方、単に節約だけでは働く職員も町民もめいつてしまいます。したがって、町長が指し示す財政改革の方向には希望があり、夢があり、明るい厚岸町が見えてこなければならなりません。逆に言えば、町長が示す方向に進めば挫折や絶望しかないと知ったら、だれもついてはまいりません。リーダーの責任は重いのであります。町長の改革に取り組む燃える心もお聞かせいただければ幸いと存じます。

さらにはまた、提案されております新年度予算の編成に当たり、補正予算での反映部分もあろうかと思いますが、財政改革初年度に当たり目標のどの程度反映させることができたのかもあわせてお伺いを申し上げる次第でございます。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 4番、佐藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

それに先立ちまして、佐藤議員から冒頭、21世紀は物の豊かさから心の豊かさを求められている時代であるというお話がございました。私も同感であります。さらにはまた、リーダーの責任は極めて大きいと、なし遂げる熱意が大事であるというお話がございました。しっかりと頑張ってまいります。

ご質問の第1点であります、桜まつりから始まり、カキまつりに終わるハードイベント型の観光から、文化型観光などのソフト施策の展開ができないかのご質問でございました。提起いただいておりますように、地域経済の活性化という視点で考えますときに、町外から来る方々、いわゆる交流人口が拡大してくることは、さまざまな形で地域経済の活性化に結びついてまいります。佐藤議員のおっしゃっておりであります。

厚岸町が厚岸観光協会と連携して実施しております3大観光イベントは、5月桜まつり、6月あやめまつり、10月カキまつりでございますが、このイベント期間中にイベント会場においでになる人数は、約8万5,000人であります。厚岸町の観光入り込み調査では、昨年度の年間入り込み数が58万4,000人、このうち5月から10

月までの入り込み数が47万人と、年間入り込みの80%がこの期間に集中いたしております。イベントを除いても38万人を超える方がこの期間おいでになっているということで、こうした数字を見ましても厚岸はイベントだけの魅力ではなく、歴史、自然、味覚、体験などの文化的財産が相互に作用いたしまして、イベントに関係なく訪れる観光客の皆さんが多くいるということであろうかと存じます。

私の厚岸の魅力は、何といても新鮮な海産物を中心に食べる魅力が売り物であります。自然公園が食べる観光資源があるということだけではなく、体験型、あるいは観光ガイド型のソフト型はこれで生計を立てられるという計画ができない現状だけに展開が難しいわけでありますけれども、これからの観光の主体は、体験型観光になっておりますだけに、厚岸の持っている文化型体験資源を組み合わせ、訪れる皆さんのニーズを充足できるものにしていければ、より魅力のある厚岸体験観光になってくるわけでありまして、郷土の歴史や文化財、自然観察のほか、乗馬やカヌー、アザラシウォッチングなどそれぞれの分野での受け入れ体制や、ガイド役の専門家やグループが自主的に育てていく仕組みづくりが必要と感じているところであります。

究極的には、町民皆観光ガイドになればという思いがありますが、それに必要な施策の展開を観光協会はもちろんであります、さまざまな階層や団体の皆さんとも熱い議論ができる仕組みづくりを展開していきたいと考えております。

次に、実施母体となる観光協会の運営強化のために、社団化による組織強化の必要性はないかというご質問でございます。

観光協会が足腰を強くして収益活動も含めて、自主的に法人格を必要としていくとしたならば、これは大変望ましいことではあります、組織の現状を見ますと、法人化の議論にはまだ早いのではないかと感じております。少なくとも観光協会として観光客誘致に駆けずり回るレベルの事業展開の必要が出てきたときに法人格としての組織の整備が必要になってくると思っております。観光は今や総合産業と言っても言い過ぎではないと思っております。水産、酪農、商工業はもちろんですが、先ほどのお話のように文化的観光資源という視点では、商売に関係ある方々というレベルではなく、多くの個人やグループの方々のかわりが必要になっています。

観光協会としては、当面、こうした各層の人材、こだわりを持って物づくりをしている方々、自然や歴史に思いを寄せて活動されている方々等々の育成連携を目指

しつつ、観光振興という接点をプロデュースする仕組みにこだわりを持って活動していくやにお聞きをしておりますので、側面支援の立場で観光協会の活動に期待をしてみたいと存じます。

次に、ペイオフ制度の解禁についてのご質問にお答えをいたします。

まず、2002年4月からペイオフの対象となる預金は、どのようなものがどれくらいあるのかとのご質問でございますが、平成14年1月末現在の数字で申し上げます。一般会計、特別会計、企業会計合わせまして預金が17億 5,624万 6,000円でございます。この内訳は一般会計、特別会計で15億 5,774万円でございます。うち普通預金が3億 6,002万 7,000円でございます。定期預金が11億 9,771万 3,000円でございます。病院事業会計で 9,844万 7,000円でございます。うち、普通預金が 2,844万 7,000円、定期預金が 7,000万でございます。水道事業会計で1億5万 9,000円でございます。うち、普通預金が 1,005万 9,000円でございます。定期預金が 9,000 万でございます。合計いたしまして17億 5,624万 6,000円ということでございます。

次に2003年4月からのペイオフの完全実施に備えて、公金保護策はどうするのかというご質問でございます。金融情勢の急激な変化に伴う特例措置として、平成8年6月に実施が凍結されたペイオフは、平成14年3月末、決済性預金については15年3月末をもってその凍結期間が終了し、地方公共団体の預金についても預金保険法に定める範囲の元本 1,000万円及びその利息以外の保護措置はなくなり、より安全確実に管理していくための公金保護対策が必要となってまいります。

当面の対策といたしましては、公金の預貯金等取引のある金融機関等の経営状況の把握を定期的に行うこと、さらには指定金融機関等の保険事故に生じた場合に備え、あらかじめ預金債権と借入金債務を相殺するための検討を行っております。さらに対策の一つとして、金融機関等の経営状況を的確に把握し、適正な公金の管理を目的とするため、先般企業会計を含めた関係部局からなる厚岸町公金管理検討委員会を設置し、関係部局の連携を図ることにいたしました。

いずれにいたしましてもペイオフ解禁後は、地方公共団体もみずからの公金預金の管理運用に関し、自己責任が前提となり、取引金融機関の経営状況を的確に把握した上で、地方自治法の趣旨を踏まえ、安全で確実な公金の管理に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

次に、財政改革についてでございます。

この基本方針は、昨年財政改革委員会を介して策定し、まずは今後3年間にわたって厳しい国の動きにどのような自主的対抗措置を講じ、円滑に厚岸町財政を運営していくのかという命題に対して極めて短い審議期間でありましたが、新年度予算編成作成に間に合う形で、一定の行政指針と方向性をお示しをできたわけであります。町議会を初め、町民の皆さんにも冊子や広報紙で情報を提供したところであります。

そこで、1点目の改革の痛みは行政が率先して範を示せということであります。

基本方針の中にあります短期的実行プログラムの本旨は、まさしくそれであります。つまり、基本方針の短期的実行プログラムは短期的に実施検討が可能で、行政の内部改革、行政自身がまず痛みを伴うものを中心として列挙しております。そして、町民の皆さんが直接的に痛みを受ける項目については、十分なコンセンサスが必要なことから、極力中長期的なプログラムとして総合的な行政構造改革などを通じて、今から根本的、かつ真剣に議論検討していこうということであります。ちなみに、基本方針の短期的プログラムの内容は、私を筆頭に特別職と管理職の手当の削減や職員の超過勤務手当の制限化、職員住宅制度の見直しを初め、公営企業の独立採算制の強化、各課が所管する経常経費の配当枠設定による削減や、投資的経費と地方債発行の抑制などがその骨格であり、いずれも行政内部の運営コストをできるものから少しでも節減し、行政が率先してみずから時代の痛みを身をもって甘受し、この未曾有の危機的状況に行政一丸となって対処しようとするものであります。

第2点目のこの方針を実施すれば、明るい希望が見えるかということであります。

この方針は、もちろんこの厳しい時代を乗り越え、今後の厚岸町の行政運営に明るい展望を切り開こう、国の方針に左右されない自立体質へ展開する契機としようというのがその主張の本旨であります。内容としては、このまま国の構造改革によって交付税を中心に歳入が削減されるとどうなるか。そのためには、今とりあえず行政としてできることは何かという命題に取り組んだ結果であります。これを作成した昨年秋の時点から状況がさらに悪化をいたしております。当然ながら、社会経済は生き物であり、日々刻々と動いておりますし、事実新年度予算編成段階を経て次々と国から入る地方財政計画、とりわけ交付税の情報は半年前に比して総じて

悲観的なものばかりと言っても過言ではありません。

また、今回お示しをした財政運営基本方針は、単純にこの状況を一転させるような万能な特効薬ではありませんし、すべてを完璧に網羅しているものではありません。よって、目まぐるしく変化するさまざまな状況の中で、今後の厚岸町の行財政運営を円滑に進めていくためには、今国が平成15年度をめどに実施しようとしている抜本的な税制改革での国と地方の財源配分の決定過程をにらみながら、厚岸町財政運営基本方針の各項目を懸命に実施し、財政改革を推進することはもちろんのことですが、そのほかにも予算執行段階での財源獲得努力や経費節減努力、そして予算執行方針等でも触れましたけれども、総合的な行政構造改革を並行して断行していくことが必要かつ不可欠であると考えております。

いずれにいたしましても、将来の厚岸町の財政運営に明るい展望を切り開くべく私といたしましても、全身全霊を傾注してまいる所存であります。

次に、3点目のその方針の目標が新年度予算にどの程度反映できたかということであります。

経常費の枠配当による削減、小規模商工業者、整備近代化資金貸付制度存続の上での基金の廃止、管理職手当及び超過勤務手当の削減、公営企業法に基づく繰り出し基準による補助金削減、投資的経費と地方債の抑制などの項目を中心に反映することができ、約3億円という財源捻出目標はほぼ達成できたものと考えております。また、別途今議会で提出しております議案第24号にかかわる特別職手当削減や、町有財産処分など一部当初で反映できなかったものは、年度の途中で内容が確定し次第、速やかに町議会にお諮りをし、予算として反映させてまいりたいと考えております。

ただし、私も今回初めての厚岸町の年度当初予算編成を手がけましたが、例えば、経常費査定枠配当で対前年度比5,000万円以上を削減できた一方で、当然ながら新年度での新たな政策遂行のための特殊財源需要や、国の制度変更による出費増、国保などの著しい医療費増加に直面し、それを差し引きすれば、経常費の大幅な削減は困難でありました。また、投資的経費にしましても予算書及び資料をごらんいただければおわかりのとおりでありますけれども、どの事業も山積する町民要望にこたえるために、欠くべからざるものばかりであり、これでもかなり厳しい査定を行ったにもかかわらず、基本方針の財源目標1億円の充当、一般財源の抑制は当初段階では断念せざるを得ませんでした。さらに地方交付税が半年前の見込み額より

大きく落ち込む状況が惹起をいたしました。

その結果として、財政調整基金を初めとする特定目的基金から5億円ほど繰り入れして収支均衡を図りましたが、4月からの予算執行の段階で、当初予算額を上回る特別交付税などの歳入の獲得と、当初予算計上額を下回る歳出の節減に努め、最終的には基本方針に沿った基金積み戻しと収支不足解消を実現する決意であります。

以上でございます。

議 長

4 番、佐藤議員。

4 番

観光協会の社団化についてはですね、組織強化の一つの方法ということで申し上げているわけであります。したがって、要は協会が広く、本当に町民参加や支持が得られる組織づくり必要でないかということで申し上げておりますので、法人化するとかしないとかではなくて町民参加の協会組織づくりができれば、おのずからそういう将来にわたっての社団化の動きが出てくるというふうに思っておりますので、そういう組織づくりを進めていただきたいということであります。

それから2点目であります、細かいことは予算審議等の中で各議員の皆様方からもお聞きする機会があるかと思しますので、一部について改めてお伺いしますが、私のメモには実はなかったのですが、答弁をお聞きしてましてちょっと不満でありますので、メモにないことをちょっとお聞きしますが、実は3カ年で基金のすべてを取り崩す内容というのが短期の柱であります。町民行政、等しく痛みを共有すべきだと、行政の痛みは何だと言ったら町長は23億 2,000万の収支赤字に対してその59%を占める基金の取り崩しが行政の痛みだというようなご答弁だったと思いますので、その点もしそうでなければ改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

また、14年度の基金繰入額を見ても当初試算された5億 600万から5億 8,600万ということで言葉では、予算を節約して積み戻しをしたいというような説明を昨日の新年度予算等の説明でもなされておりますけれども、これとて特別会計の繰出金だとか極めて不確定な要素も含んでおりますので、果たしてそのようになるのかどうか、この3カ年間の計画の実行性というのも極めて危ういものではないのかなと。改革初年度からこういうことになると、示された改革案での財政の見通しには明るい財政の見通しになるように誠心誠意ということですが、なるのかどうかです、きちっとその辺もし自信があればきちっと発言していただきたいと思います。

しかし町長の話でいきますと、極めて急激な歳出の削減は困難であるというようなこともまた言っております。

それから、働いております職員のことだけ考えてもここにいる管理職の皆さんはいいですよ、あと数年で円満に退職を迎えるわけですから。しかし、これから20年、30年子育てをしてあるいは教育も施して勤めなければならない若い職員にツケを残すんですか、もし失敗したら、だめだったら。そんなことにはならないでしょう。ひとつ改めて財政改革に取り組む自信のほどを聞かせていただきたいと思うわけがあります。

それから、これは鈴木助役にお伺いしたいと思いますが、助役には事務方の取りまとめとしてふだんからある部分では町長以上のご苦勞をされているかと思います。その点、敬意を表したいと思いますが、そこでお伺いいたしますが、この昨年8月に立ち上げました財政改革委員会の立ち上げの際に、町長から財政改革の素案をまとめるに当たりこういう部分をこう改革したい、そういう自身の考え方が示されましたか。あるいはまた、答申に当たって町長から答申内容とは別に新たに改革に対する提案があったのかどうか、その点もあわせてお聞きをいたしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁をよく理解していただければわかることであったかと思いますが、意に沿わない点があるとするならば、さらに私から詳しくお話をさせていただきます。

財政調整基金を初めとする特定目的基金から5億円ほどというお話であります。これは、健全な財政の運営というのは申すまでもなく大事なことであります。しかしながら一方、町民の要望は多岐にわたっております。また、私自体の選挙に当たっての公約等も町民と約束いたしましたこともあるわけでありまして。それぞれ種々諸々考えた中でどのような3年に向けての財政運営の健全化を図る、その第1歩が今回のスタートであるという中で厳しい査定をさせていただきました。

しかしながら基金取り崩しについては、収支の均衡を図るべくしてやむを得ない状況であったわけでありまして。しかし、今後の予算または補正予算等に考慮しながら収支の均衡をさらに努力しつつ財政改革運営方針に沿った財政の健全化を図って

いかなければならないと、そういうことで先ほど答弁いたしましたつもりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらにはまた、職員との関係であります。

町職員についても、今日の厳しい厚岸町を取り巻く行財政につきましては、十分にご承知のことと思います。私自体も町の財政改革委員会並びに町の財政運営方針が決定した中で、るる詳しく町職員にもその内容等をお伝えいたしましたし、町職員からの今の難局を乗り切るためにはみずから痛みを感じなければならない、そういう強い要請もありました。しかるに、町職員においても今後とも町財政を踏まえた前進的な考え方が期待できるのじななろうか、そのように考えておりますし、私自体も財政を預かる責任者としてこれからも町職員と十分にお話をしながら、今の質問に対しては対処してまいりたい、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議 長

助役。

助 役

財政改革委員会を立ち上げるときにですね、町長からのこういう部分をこうしてほしいという要請があったかということでもありますけれども、7月13日に町長が就任して以来、町長の一番危惧しているところが財政問題でございました。もちろんご存じのように交付税の状況だとか経済の状況、あるいは国と市町村との関係から見てもこれは早急に手をつけなければいけない財政改革だと。これを、まず厚岸の現状を洗い出してほしいということからまず始まらなければいけないということで、そういう要請があったわけであります。

当然その中に、当面解決しなければならない問題と、長期的に解決しなければならない問題、これは当然あるだろうし、その辺を含めて検討してほしいということでありました。

いろいろ議論した中で答申をしたときにですね、そのほかに提案が町長からさらにあつたのかということの質問だと思いますけれども、その2点目の関係であります。当然財政改革委員会の中では短期と長期というものがありました。そこで町長が申し上げたのはですね、例えば人員削減という問題を考えたときに、これだけじゃ改革の軸にはならないわけですね。当然、人員を削減すると同時に、職員の生産性というものを高めなければいけないと。この生産性を高めるためにどうしたらいいのかということになりますと、これは責任の明確だとか、年功序列から能力重

視型と、そういうふうに変えていかなければならない問題があります。そうすると、どうしても長期的改革という形で対応しなきゃいけないということで、長期的改革については、新年度から対応してほしいと、そういう内容で町長から言われました。

以上であります。

議 長

商工観光課長。

商工観光
課 長

観光協会の例えばというお話での社団化のお話でございました。

町民が参加をしやすい組織にしていくべきだというご提言をいただきました。観光協会の理事会の中でも実はそういった課題をここ1、2年進めてまいりました。これまで、イベント展開でありますとかという部分につきましては、企業団体として金融機関さんが職員を派遣して応援していただくとかということは、接点としてございますし、まちづくりを議論している、行動しているグループからもイベントの支援というものも具体的でございます。中心的に活動なさっていらっしゃる理事のメンバーからいきますと、1年ずつ高齢化をしていかざるを得ないみたいな現状もありまして、そういう意味では新しい展開としてあやめが原の保護をほかのグループにも呼びかけられないか、一緒に汗を流す中で厚岸の観光を何とかかかわってもらえるようなつながりを持ちたいということで、厚岸の家づくり協会でありまして、ベースとしては一番大きい器を持っていらっしゃる自治会とのつながりが何とか持てないだろうかというふうな議論も含めて、実は3役含めて観光協会が仕組みづくりを今展開しております。

議員からいろいろご提言をいただきました中にもですね、協会としても私ども事務局を兼務させていただいている立場でもですね、さらに町民が参加しやすい、あるいは観光協会に多くの個人の方が参加をして支援をしていただけるといった組織づくりに向けて、さらに研究もさせていただきたいというふうに思います。

議 長

4番、佐藤議員。

4 番

最後にですね、財政改革の後ろの方にも情報の公開というか、開示というかそういう部分も載っておりますけれども、数年前の広報あつけしではですね、厚岸町の財政は健全に推移しておりますという趣旨の特集がありまして、地方債は借金は何年後にはすべてなくなりますと、それはそうでしょうね、計算して何十年の借金は何十年たてばなくなるわけですから。そういう特集があったことがあります。

しかし、昨今の財政運営の基本方針で厳しい内容、まさに今月の町報では危機的

状況というものすごい言葉になっておりまして、数年で 180度、360度の違いなわけでありまして。そんなことを考えあわせると、実は厚岸町の財政はそう厳しくないのではないかなというふうに思ってしまうこともあります。

したがって、その情報公開とか開示といいますのは、刺し身で言えば生でひとつ出していただきたい。煮つけたりなんかして加工して、都合のいいようなときにいいような情報だけを流されると何年かたったら全然違うという話になってしまいますから。そんなことを思わずそう厳しくないのではないかなというふうに思います。

しつこいようで恐縮ですけれどもね、あと 1 回これしかないのであえて申し上げますと、例えば、人件費の削減対策の実施とこうあるんですよね。理屈を言うわけではありませんけれども、正しくは人件費のうち管理職手当、特別職手当の一部削減対策というのが正しいのじゃないかと思うのですよ。一般の我々含めた町民は人件費削減対策と会社でいうと 1,000 万の人件費を何とか 950 万で今年度は切り詰めたいと、50 万削減したなということになるんだけれども、そうではないんですよね。

ですからこれ 1% 程度削減するということですから、そういうこと一つをとってもわからないんですよ、町民の人は。人件費削減対策実施、下の方を見ると言った題目はそうですけれども、人件費削減対策の実施、下の方を見て小さい文字で管理職手当云々の一部削減とこうパーセンテージも載っていない、聞くと 1% ぐらいだということですから、そんなことでわからないですよ。だから人件費だってそうでしょう、去年見たって平均 2% 以上は定期昇給するわけでしょう。そうすると、40 万基本給もらっていた人が 2% だって 8,000 円定期昇給するだけです。4 万円の管理職手当も 1% 削減したら 400 円ですよ。差し引きしたら 7,600 円上がっているじゃないかと、上がっているのがだめと言うんじゃないですよ。そういうことになるわけですから、ただそうだとすればやっぱり財政厳しくないのかなと。

したがって、その情報公開とか開示というものは、そのものずばりを出していただきたいと。でなければそのときそのときの都合で加工されたものになれば町民は迷ってしまうのではないかなと。だから、厳しいなら厳しいですよ、こうだからこうだ、今はこうです、それが大切ではないのかな。特に負担をお願いする機会もこれからあるわけでありまして、ではなおさらそういう情報開示というものがきちんと生でストレートに出すべきではないのかなというふうに思います。

議長 町長。

町長	佐藤議員から再々質問であります、情報公開、これは今日の行政の中で最も大事なことであります。今日行財政が厳しいという実態、町民にわかりやすく説明すべきでないのかと、これは当然であります。私の説明責任であります。 そこで、そのためにはやはり手段があるかと思います。その手段の第一歩が、みずから痛みを感じることはなかろうか。これは私のみならず、町職員含めてそうであります。その後で町民に対しての理解を求め、わかりやすく現況を報告するというのが今日の行政でなければならない、そのように考えておりますので佐藤議員の質問の趣旨に沿って、これからも町民に対して財政の現況というものを詳しくお話をさせてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
議長	以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。 次に、2番、塚田議員の一般質問を行います。 2番、塚田議員。
2番	私は、めったにここに上がって一般質問をやることは余りないわけでございますけれども、黙って見ておりますと、あまりにしても今の厚岸町のやっていることは、少なくともやっぱり担当者は責任を持ってもらわなければ、我々海岸でございますので、漁民の方々が大変迷惑しているのでここで一言申し上げたいと思います。 私は平成13年12月の第4回定例会にもこの漁港の修築、欠陥について設計に誤りはないかと説明を求めると質問しましたが、課長の答弁では漁港の修築に当たっては、津波発生の防止対策は考えておりませんとはっきりと答えました。そこで、なお答弁書を見ましても、41年で46億の事業費が第1種漁港に投入されておりますが、いまだに係船もできない状態であります。これは、設計の欠陥ではないのか。 そこで視点を変えて昭和24年3月4日震度 6.7の十勝沖大地震の発生により、床潭に大津波の発生により家屋10棟くらい、さらに人命2人の死亡があったわけでございます。事故が発生した床潭地域は昆布漁を主体としておりまして、その関係で海産乾場を必要とするためでございます。浜中町、奥尻町、岩手県の田老町のように防潮堤をつくることはできないわけでありまして。これは乾場だからできないのでございます。 そこで、地域は波が荒く、私たちの先代も漁港をほしいというこの必要性については昔から希望しておりましたが、昭和26年5月に地元西村議員と私との3人初め

て北海道庁に陳情したその結果、第1種漁港の指定を受けたのが現況であります。最近、6年くらい第1種漁港の協議会が行われているようだが、我々はつんぼ棧敷におかれまして、全然この漁港はどのようになっているのかわからない。41年間たっても船の係留もできないような状態でございます。

町長は町内対外的なことばかりあって、したがって水産課の課長、担当者がそのために代行して責任をとってやっているわけでございますけれども、現状を見ておりますと、本当に真剣に取り組んでやっているのかどうかということが疑うわけでございます。

ところで設計書では東側の下川原、関原さん、岩井さん、渡辺さんというこの方々が当時は150メートルの船揚場でありまして、みんな施業できましたけれども、どこでどう変更したのかしらないけれども100メートルに変更になったわけでございます。このことについては、理論的なことは説明もしておらないわけでございます。若い者は全体を考えないでやるし、課長にもその責任はあるわけでございます。今後どのようにこの漁港をつくり上げていくのか、これをお伺いいたします。

2つ目は、床潭道路の問題でございます。

最近、女性の運転手が多くなってきておりまして、夜中に車の故障でもあった場合に寂しさも多く感じるのでございまして、三浦木工場付近から峠の下まで何灯かの照明をつけてもらえないかという要望でございます。これも30年ぐらい前に三浦さんの近所の峠のところで、娘さんの誘拐がありまして、死亡したわけでございます。こういったことを思ったときに、やはりこの問題も大変心配だと思っておりますので、このことについては町長に道路は道道でございますので、道にも要請をしながら、ひとつこれをぜひ照明を何灯とはいわないけれども、三浦木工所のあたりから峠の下あたりまででいいと思いますが、その間にひとつ照明をとっていただきたいと思っております。

以上2つのことをお願い申し上げて、私の第1回目の質問といたします。

議 長

町長。

町 長

2番、塚田議員のご質問にお答えを申し上げます。

津波の防災対応策として、漁港のつくり方を津波襲来時の防潮堤になるようにできないのかという質問でございます。平成12年第4回定例会におきましても類似した質問があり、前町長からご答弁を申し上げたようであります。

ご承知のとおり、漁港とは天然または人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、農林水産大臣により指定されたものでありまして、一般的には防波堤などの外郭施設により港内静穏度を高め、岸壁などの係留施設を整備し、漁業活動の機能の向上に努めていくものであり、その目的に沿って現在第1種床潭漁港では平成13年度の地域水産物供給基盤整備事業により、外郭施設として外防波堤、南防波堤、係留施設として船揚げ場、その他の施設として漁港道路、漁港利用地の整備が平成17年度の完成をめどに進められているところであります。

床潭地区におきましては昭和27年、塚田議員から24年というお話ですが、27年十勝沖地震津波により大きな被害が発生したところでありますので、漁港の整備計画の中では、漁港の外郭施設としての防波堤や護岸などの施設整備が基本であり、漁港施設に防潮堤のような機能を持たせることは極めて困難であります。

しかし、津波対策を行うためには、漁港の背後を含めた地区の海岸全体をカバーできる堤防などの整備が必要かと思いますが、当該地区では海岸保全事業における浸食対策として平成4年から、地区の西側より緩傾斜護岸の整備が進められ、平成12年度に計画区域のすべてが完了したところであり、さらに高潮対策として堤防などの整備については難しいのではないかと考えます。また、漁港の背後に堤防などを設けることになると、各地先の漁業者の船揚げ場の利用や、昆布漁業での乾場使用などの漁業活動に支障を来すことが考えられますことから、津波対策に対する地元期成会や、地域漁民などの意向を十分踏まえた中で検討しなければならないものと考えております。

次に、三浦木工所から床潭までの道路に安全確保のための防犯灯等を設置できないかというご質問ですが、この道路は道道別海厚岸線の一部と、道道床潭筑紫恋線となります。平成12年度の各自治会からの要望事項の中で、床潭自治会からは道道床潭筑紫恋線の起点から筑紫恋へ入る町道床潭筑紫恋間道路との交点までの間に、連続照明13カ所の道路照明の設置要望が出されました。

町では、街路灯などの設置や管理については、要綱を定めて行っておりますが、この設置基準では国道及び道道に面した街路灯の設置について自治会から要望があった場合は、町からそれぞれ国や北海道に要望することとしていることから、この内容について床潭自治会にお知らせするとともに、これに基づいて町から北海道に対し、交通安全上あるいは防犯上の必要性を訴え、道路照明の設置について要望し

たところであります。

この要望に対し、北海道からは道路照明の設置については、夜間の交通安全確保が目的であり、道路照明基準に基づいて屈曲部交差点及び横断歩道などに設置するものであることから、要望のあった防犯を目的とした連続照明設置はできないというものであります。

以上のことから、ご質問の防犯灯などの設置については大変難しい状況にありますが、ご質問者もご承知のとおり、現在道道床潭筑紫恋線は道路改良工事を行っておりますので、この工事の中で道路照明を設置していただくよう要望していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議 長
2 番

2 番、塚田議員。

今の漁港の入口について町長から答弁されたわけでございますけれども、この視点を変えるならば、この漁港の入口はどうして波の来る方に向けてつくられているんだと。ここにこの漁港の必要性が出てくるわけでございますけれども、町長の説明によりますと、漁港の計画ではこれは問題が出てくるんだという答弁がありましたけれども、問題は漁港の入口が悪いために、この入口が東南東の方にまず向けるとこっから波が入って来ないと。したがって、向こうの方に入るところはうちの方から入っていくとか、これは西南西でございます。というのは、そこに見てみるとわかると思いますが、こういった形の中におきまして、漁港の計画実施の内容につきましては、やはり工事の方法があるだろうということはわかりますけれども、何回言ったってこれがわからないと。

そして、我々がつんぼ桟敷に置かれて全然相談にも乗らない、乗せない、しかも現況から見ると今一番困っているのはこの5、6軒の方が一番困っているわけでございます。というのは、自分だけが船揚げ場もできないと。残されているわけでございます。

そういった関係の中において、これを150メートルになると、船揚げ場になるとこの人方も救えるけれども、100メートルになったために、この人方がそこに入らないと。しかしながらこの人方一番危険なところに乾場持っております、船の揚げ下げもしなければならぬし、一番困るわけでございますが、しかも、床潭の道路につきましては、漁港道路につきましては、乾場が狭いけれども、この人

方全部協力したわけでございます。

しかしながら、やっていることは、もっとしっかりやってもらわなければこの現況ではどうしようもないということでございますけれども、ただ、理屈から言えばそういうことになるけれども、漁港の入口が悪いから船が入れられないと、町長は忙しい人だから別だけれども、例えば一口で言いますと、課長がこの間の3メートル、4メートルの波のあるときに一体波がどっちから来るのか現実を見たことがあるのかという問題はこっからきているんですよ、地元の人に言わせるとだ。それほど不都合なことはないわけでございます。

41年間で43億も投資されながら、いまだもって2メートル、2メートル50の深さよりない漁港に船が入れないということが現実としてはこれはあるわけではないと思いますよ。しかしながら、その入口が波が入ってくる場所であると、これは何回やっても同じことで、私はこの防波堤だけが西南の方向に出していくならば、この人方も全部船は救えるし、入っていて安心して置けるし、船は今実際問題として係船もできないんだよ。しかもこの人方5軒のところはだね、それで沖の方はまだ離岸堤がとってないから、出入りするところに置いていくこともできないわけですね。

そういう現況であって、余りにも私らもこの人方を見ていると気の毒だし、大変なんだということを考えておりますし、担当者によって船をどっちから入れたら安全になるのかというのを責任もって答弁してもらいますよ。町長は忙しい人だから浜へ来て波の来る方向を見るというのは大変面倒なことだから、担当者が少なくとも口っぱしばかりでこんなことやってこれでいいんだということにならないよ、これは。金ばかりかかって船が入れない漁港ってあるかそんなの。もっと真剣に考えてもらって、造成してもらわなきゃ困る。このことを一つお願いします。

それから、いま一つ照明については道道でございますけれども、少なくともやはり13灯とかそんなにたくさんは要らないけれども、女性の運転手がふえてくるので、もし故障でも起こせば大変なんだと、寂しさも感じるので5灯くらいは峠の下までつかないだろうかということをお願いするわけでございまして、何か聞いて見ますと、水銀灯1つつけるとやっぱ100万くらいかかるという話も聞いております。だけれども、5灯くらいであればということになるわけでございます。13灯より約3分の1くらいになるわけでございますけれども、5灯くらいでいいんだというこ

議長
水産課長

ともいっておりますので、いま一度このことについて答弁していただきたいと、こう思います。

水産課長。

それでは、私の方から2回目のご質問に対しましてお答えを申し上げたいと存じます。

現行の床潭漁港の港口でございますけれども、この整備に当たりましては、塚田議員さんもお承知かと思っておりますけれども、第7次の漁港整備計画をもって床潭漁港が完成だと、こういったところに地元要望といたしましてここで漁港をやめてもらっては困ると。こういったことで要請がございまして、第8次の漁港整備計画からいわゆる手元に図面が心配りのようでございますが、漁港の中心より左側いわゆる東側の方に漁港が拡張していくと、こういったことで計画が進められ、今日に至っているわけでございます。

現在、第10次いわゆる先ほど答弁の中でも申し上げておりましたが、13年からの地域水産物供給基盤整備事業によりまして、漁港の東側の船揚げ場を整備、さらには船揚げ場背後の用地、道路、それからそのためには当然護岸の整備、防波堤、そして航路の静穏度を上げるための外防波堤といったことで、平成17年までに総事業費15億 8,000万ほど見込んでおりまして、事業を展開しようと、こういうことで既に北海道は水産庁の方から事業の承認をいただいております。昨年の12月の第4回定例会でも町長の方からご答弁を申し上げておりますけれども、そういった漁港の整備をしようということで現在も進めております。

ご質問の中にございましたが、東側の端の方に居住しておられますお話のございました5、6名の漁業者の方の苦情をいろいろと今ご説明されておりましたが、ここに張りついておられます漁業者の方からも、私どもこの整備計画を進めるに当たりまして、何とか船揚げ場を少しでも広くしていただけないものなのだろうかと、こういうことで当事者、さらには期成会の役員の方々も役場の方に見えまして、土現を含めましてご相談をさせていただきました。北海道の方の協議もさせていただきまして、護岸の基部の部分を広げまして、そのことによってその地先にお住まいになってます漁家の方々が船揚げ場の利用も可能になると、こういったことで土現とも協議を済ませて、その形で今後整備をしていこうというふうに現在進んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘の漁港であって船がつけないと、係船ができな
いんじゃないのかと、こういうご指摘でございますがこの静穏度を上げるためにそ
れぞれ防波堤、さらには沖に外防波堤等を逐次17年度完成をめどに整備を進めてお
りますので、いま一度その完成までご辛抱いただけないものかなと、こんなふうに
担当は考えているところでございます。

以上でお答えにかえさせていただきたいと思います。

議 長

管理課長。

管理課長

道道床潭筑紫恋線への街路灯などの設置の件でございますけれども、ご存じのと
おり、先ほど町長からもお答え申し上げましたけれども、現在本路線につきまして
は改良を行っております。この改良工事の中でカーブも少なくなりまして、直線化
されると。それから峠が1つありますけれども、あの峠につきましても低くなると。
大分道路そのものがこういうことで改善されることになっております。要望のあり
ました13灯というのは、必ずしもそういうことではなくてもいいのかとは思いますが
けれども、私どもとしても13灯にこだわらず、何灯でもいいから夜間の交通安全の
ために可能な限り設置していただきたいということを引き続き北海道の方に要望し
ていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

2番、塚田議員。

2 番

皆さんのところには、この図面がいつていると思うんです。これを見ますと、こ
の漁港がこう出て中の方に15メートル中に出しているわけでございます。どうして
これを出したんだと。これを出さなきゃ波が入ってくるんだということは、ややご
ざいます。だからいっそのことこれ出さないで、こうまっすぐ西南西の方に出てい
けば、何もこれだけ出せば波が何も入らないし、金もかからない。これを出したた
めに結局真っすぐ出せなくなったということでございますよ。今皆さんの前に図面
いつているはずだと思うよ。波が入るからこの防波堤のうち防波堤のところ、また
中の方に出してあることが現実で。

そこで視点を変えるけれども、漁港計画ではどうしてもこれは今のところでは、
平成17年までに完成させるというさっき課長がそう言ったと思いますけれども、こ
のことについては、やはり少なくとも自信をもって今後うそを言わないできちっと
やってやるんだという形の中では、やはりこれはしっかりやってもらはなければなら
ないし、重ねて言いますが、17年度までには完成するということと言えるかとい

うことが一つとで、それでもし波も入ってどこにも入れられなかったらどうするんだと責任もって言えるのかということも確認しておきます。

この状態では私も60年も漁師やっておりますけれども、この現況から言ったら波が入ってこないということであれば、これから100億もかけなかったら波こないということになりませんよ。というのは、小島大黒みたいなのをあそこへもってこなかったらできないということです。それわかって言っているのか。そういうことなんだ、南の方に小島と大黒があるんだわ。その間から入ってくるんだこの波は。だから、これをとめるということになれば、そんなきれいごとばかり言ってもならないし、それといま一つは、この漁港が結局防潮堤がつくれないとすれば、どうしたらこの漁港に乾場も守れるし、船も入れるということができるということを考えられないのか、これ。

さっきも話したように、浜中、奥尻、岩手県の田老あたりは防潮堤がありますよ。田老なんていうのは300メートルくらいのところに下げてつくってありますよ。浜中も、それから奥尻も3メートルくらいの防潮堤をつくっている。

しかしながら、床潭の場合は乾場のために防潮堤はつくられないんだということを今までわかっとしてやっておるのかわからなかったのかどうなんだと、この点をいま一度、確認しておきたいと思います。

床潭で昆布とれなかったら、これは乾場がなくて昆布とれなかったら生活できないということをやはり町長初めみんな知っていると思いますよ。防潮堤つけるのは簡単にできるんだけど、防潮堤つけたら乾場がなくなるんだと。問題はこれなんだよ。だからそこにどうして気がつかないんだと。そこでやっぱりその実情を把握してやはり国の方でも道の方でもそのようなことでお願いして、漁民が安心して生活できるようにできないのかということを一たび確認しておきます。

議 長 町長。

町 長 平成12年度の12月の4定におきまして、私からもる詳しく答弁させていただいた経緯があります。

やはり漁港整備に当たりましては、地元期成会並びに地域住民と施行者が十分に話し合った中での工事が進められるものであると私は理解をいたしておるわけでございます。今後いろいろな問題が生じた場合においては、同然の手續の中で施行されるものである、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いま

議 長	す。	
	以上で塚田議員の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。再開は3時半。	休憩時刻 15時05分
議 長	本会議を再開いたします。	再開時刻 15時30分
	16番、音喜多議員の一般質問を行います。 16番、音喜多議員。	
16 番	第1回定例会に当たり、私はさきに通告してあります2点についてお伺いしてまいりたいと存じます。 まず初めに、昨年の11月にお示しいただきました我が町の財政運営基本方針によりますと、平たく申しますと、従前のままで進めると歳出が歳入を上回り、大変な状況になるということでございます。だから、この3年間ぜひたくはするな削れるものは削れ、好転するまでじっとしてろというふうに聞かれるのであります。 実際にその対応策を今、審議しております新年度予算にあらゆる角度からうかがえるものであります。特に、この困難を乗り越えるために各種の施策を取り入れようとしておりますが、その中で投資的経費の厳選と地方債発行の抑制方向が示されております。そのことは、今進行中の第4次総合計画を見直すということにつながっていくものと思いますが、既に平成13年度から始まりました3カ年実施計画の途中の変更や、また既に後半予定の頭出しをしている事業計画等についてどのように影響されるのかお尋ねしたいと思います。 また、就任されました若狹町長には、新年度からはこのような情勢下のもとで新規事業は極力抑えなければならない状況かと思いますが、平成14年から始まる実施計画の実施状況について、そのお心をお伺いしたいというふうに思います。 次に、雇用情勢についてお伺いいたします。 もう、このことについては報道等を見るまでもなく、実感として特に釧路市内を含めこの道東地方は数段厳しいものがあるかと存じます。特に釧路市内、釧路町を含め、あらゆる分野で20万都市を超えるあの釧路が非常に落ち込みが厳しく、炭鉱を初め商業、流通部門を初め建設、あらゆる分野で超氷河期と言われる状況でございます。そのことは、我が町の新卒者、特に高卒者は釧路市内の受け入れあるいは入り込み状況が非常に困難であるというふうに伺っております。全道一あるいは全	

国一円という高校の卒業等がございましたが、大体ほとんどが釧路市内を希望されておりますが、この釧路市すら入り込めない状況でございます。

このような状況下、厚岸町の雇用と失業の実態はどのように把握されているのか、そして昨年暮れの国の補正予算で緊急地域雇用創出特例交付金制度で我が町はどのような施策でどのようなものを取り組んでこうとしているのか、あるいはこの雇用問題は私含め、他の方々もいろいろと取り上げてきましたが、その結果今後取ろうとしている対応策はどのようなものがあるのか、お尋ねして第1回の質問にさせていただきます。

よろしくご答弁のほどお願い申し上げる次第でございます。

議 長

町長。

町 長

16番、音喜多議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、厚岸町財政運営基本方針についてであります。平成14年度予算編成はさきの4番、佐藤議員のご質問にお答えしたとおり、非常に厳しい状況のもとに行われました。当然ですが、第4期総合計画第3次実施計画の策定作業も全く同様でありました。

昨年7月に私が町長に就任させていただき、イの一番に指示をしたのは第4期総合計画第2次実施計画の早急な見直しと第3次実施計画の取りまとめでございました。時期を同じくし、国からは骨太の方針が発表され、厳しい財政状況は十分に予想されましたので、少しでも早くその作業に入り町民要望を把握し、担当各課と議論をし、私の公約も含め、その実現の方策を見出したかったからであります。

確かに、急いで実施しなければならない重要な町民要望事業が目白押しであり、もう一方ではご質問がありましたとおり、厚岸町財政運営基本方針からの投資的経費の厳選と地方債の抑制が求められ、内部でも議論に議論を重ねた結果、今回皆様に配付させていただいたとおりの第3次実施計画となったものであります。

そこで、1点目の第2次実施計画への影響でございますが、当然首長がかわったわけですから、路線継承と言えども町民要望実現の方策や要請順位が若干異なっております。2次計画になかったものが、新たに3次計画に位置づけられるものもあれば、財源的理由からやむを得ず実施年度を先送りせざるを得なかったものも相当数ございます。ただし、2次計画にあつて3次計画に掲載されなかったものはほとんどありません。

そこで、2点目の3次計画以降の状況のお尋ねでございますが、この実施計画は、当然ながら策定段階での3年間の予算ベースではなく、決算ベースの財源推計に基づき、投資的経費に充当できる一般財源の枠の中で選別をいたします。ですから、向こう3年間の財源状況に大きく左右されますし、国の公共事業抑制策令、新規補助事業は容易に採択されず、事業規模も縮小の傾向にあり、厚岸町の財政事情も考えあわせれば、決して15年度、16年度に掲載されている事業も確実に実施、担保保証されているものとは言いがたい状況であります。

しかし冒頭でも申しましたとおり、計画の内容を見ればどれをとっても町民にとって早急に実施、実現しなければならぬものばかりでございますので、厳しい財政状況と言えども英知を結集して第4期厚岸町総合計画第3次実施計画の着実な遂行に努力を重ねてまいりたいと存じます。

続きまして、雇用状況についてのご質問でお答えをいたします。

まず、厚岸町の雇用、失業の現況把握についてであります。町では雇用、失業の情報が集まるシステムにはなっておりませんし、釧路管内の雇用情報も持っている釧路公共職業安定所でも市町村別の情報になっていないことから、求められております情報をお示しできないことをご理解いただきたいと思います。

ちなみに釧路管内の1月末の雇用情報では、有効求人倍率は0.36倍で、昨年9月の0.53倍を上限に4カ月連続で減少しております。この有効求人倍率には新規学卒者を除いておりますが、釧路管内の高卒就職希望者の就職内定状況は、就職希望者932名中510名、率にいたしまして54.7%でございます。町内高校2校の状況は就職希望者75名中、就職内定者57名、率にいたしまして76%となっております。例年この時期の全国の水準を大きく上回っておりますが、進路指導担当者の情報からも年々厳しくなっていると聞いております。

次に、現下厚岸町がとられてきた対応策ということですが、雇用、失業という点で申し上げますと、釧路公共職業安定所の求人情報、商工会とも連携しまして、役場、役場出張所、生活改善センターの3カ所で提供し、求職活動の支援を図っているところでございます。

次に、今後の雇用等の対応についてでございますが、雇用失業等に関する業務は専ら公共職業安定所や労働基準監督署が所管しておりますだけに、こうした情報は町にはほとんど届いてまいりません。こうした中で現状の雇用等の支援策は、事業

所の雇用関係給付の利用のPRといったものが主たるものとなっておりますが、この3月から求職活動される町民の皆さんの支援を生活相談の支援も含めて雇用失業に関する相談窓口として、商工観光課に設置をいたしました。建設業関連を中心にさらに厳しい雇用環境が予想されておりまして、こうした厳しい環境がおさまるまでの当分の間、求職活動や生活関連のご相談に利用していただくとするものでございます。失業中という内容で即効的に支援できるものはございませんが、内容に応じて税務課や町民課、保健福祉課、教育委員会等の連携で相談受け入れができる体制をとっております。相談においでになった方は、希望により求職情報を送付していくことにしておりますし、可能であれば町内の求人する事業所との連携もしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

16番、音喜多議員。

16 番

まだ、認識的にというか、私も無理を言っているわけではなくて状況はわかります。

先ほどご答弁の中にもありましたように、やはり何といったって何をするにしても財政がどうであるかということ、これは昨年町長がとられた指揮は私はいいいいとか、いち早く着目されてこういう状況下を迎え撃つというような態勢をとられたのは非常にいいのではないかというふうに私も思います。

何をするにしても今は、我が町では財政運営基本方針が、これが1つの教本となってそれに基づいて次の仕事をしていくということになるわけでございまして、その中で折しも昨年町長かわられてそして町長がかじを取って進むべき道はとなりますと、その今までに進めてきました第4次の総合計画の中で昨年取られてきた、そしてまた今年から新たに続いていくそれぞれの事業が町の人にしてみれば非常に一つの目安で受けとめてきたわけですね。いわゆる頭出しをしてくれたと。次は私たちの地域というものの言い方、あるいはあそこを開始するんですねと、そういう一つの期待感というか目安として期待もし、あるいはそれを待ち焦がれてきたケースが重々あるわけでございまして、そういう観点からこういう現下の厳しい経済情勢というか財政の厳しい中で厚岸町長はどういうふうに方向転換していくのか、かじ取りをするのかという観点からお尋ねしている次第でございます。

それで、今言われた状況をお聞きしますと、やはりこの3年間は厳しいけれども、

やはり何とかしなきゃならないということ、私はそれは大いにしかるべきがっちりとやっていただきたいなというふうに思うのです。赤字的な、いわゆる負債を後々まで残すようなことをしてではなくて、やはりその器に等しいやり方というか、知恵の出し方によってあり得ると思うんですね。そういった意味で今出されている第3次の計画、実は細かいことは申しませんが昨年出された、そして今年出された第3の実施計画を比較させていただきました。これはどうなのかなというか、無理かなという思いがありますが、先ほど言いましたように、地域の人、あるいは私どもにしても長年の町民のそういう期待されているところがやはり手がかりというか、足がかりというかそういう期待感が多いわけですね。

そんなことからして、今回の質問させていただいたわけですが、今まで過去の前町長を比較するわけじゃないのですが、やはり今までもお話してきたとおり町民の足元というか、日常のそういう施策をお互いに知恵を出してやってほしいなというのがあるわけです。

今回の計画の中にもお金というか、そういう大々的にしなくても知恵を出し合って地域の住民の理解を得ればでき得るものは非常に多いというか、そういうふうに見受けられますので、そういうものをやはり予算つけてきちっとやってほしいということでございます。

先ほど佐藤さんの話の中にもございましたけれども、実はこの財政計画の中に3億円を何とか毎年これから3年間生み出さなきゃいけないというその手法というかやり方としては、内部のというかソフト的な部分でかなり詰めているというふうに思うんですね。そして実施計画を見ると、この部分はやはりやらなきゃならないものはやっているし、あるいは先送りせざるを得ないものはあると、それは重々わかります。

そういう中で、この実施計画が内部というかソフト的な分野で詰めていくよりももっとこの部分でもあるような気がするんですけども、これは町民の希望としてぜひやっていただきたいことばかり。そして今、2つ目にはこの地域、雇用問題含めて、業者の育成含め非常に大事な時期にあると私は思うんですね。こうして公共事業が減ってくると、我が町で何とかしなくちゃいけない、我が町でお互いに助け合っていかなきゃいけないというか、生きていかなきゃいけないと、そういう状況がやはり私にも重々わかる気がいたしますので、その辺重々配慮していただき

いなというふうに思います。そのやり方には優先順位をつけてお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから2つ目の雇用問題でございます。

我が町というか、一応一地方自治体がハローワークのような体制を持ってないというのはわかります。しかしながら実際としては今までがそれほど行政としてはそういう地域に住んでいる人、あるいは職業困難というかそういうことに手をかさなかったとか、非常に冷たいというわけではないんでしょうけれども、無理だったのかどうなのか、しかしながら今お聞きしますと、商工観光に相談窓口を設けたと。やはりやればできるのではないのかなという、こういう状況だからそうせざるを得なかったのかどうなのか、そういう相談窓口を設けて連携をとっていただいてハローワークとか、あるいは生活にまで及ぶ相談になるかと思うんですね、就職のみならず、あるいは今の置かれている生活状況も聞きたくないことも聞かざるを得ないと思うのですが、ぜひそういったことを聞いて窓口として受け入れていただきたいなというふうに思うわけです。

そういったそこを前提にしながら、一つには新規の高卒者とかですね、あるいは全く仕事を長年して来なかったとか、つけなかった人、そういう新しい方もいらっしゃる。それからある程度働いてきたけれども、途中で会社の都合あるいは家族の都合でもってやめざるを得ないとか、そういった問題もあるかと思いますが、そういったことを分けてというか、きめ細かくぜひ対応していただきたいなというふうに思うんです。

お聞きしますと、仕事の話というか就職の話を一、二引き合いに出されるんですが、やはりそこには2つの層があるというか、若年層と高齢者というか。特に高齢者になるとそういう単身赴任でいくわけにもいかないし、家族含めて非常に厳しい情勢にあるということをお伺いしますので、そういったことをきめ細かくやっていただきたいなというふうに思います。

それから政府もいろいろと緊急地域雇用創出金の関係、あるいは再就職訓練等そういうのを地方に下ろしているというふうにはいるんですが、そういうことについては厚岸町としてはどのように受けとめて対応しようとしてきたのか、その辺ちょっともう一度お尋ねしたいというふう思います。

まず、その2点についてお尋ねしてみたいと思います。

議 長	町長。
町 長	再質問にお答えをさせていただきます。 財政が厳しいから何もできないということであるとするならば、それは町民にとっては不幸なことであります。今、音喜多議員からお話ございましたとおり、やはりそこに英知というものを、知恵というものを出し合ってこの21世紀の厚岸町のすばらしいまちづくりをどうするかということがリーダーとしての責任も重いと思っておるわけであります。 そういう中で3次計画におきましても、財政厳しい折でありましたけれども、いろいろと選択をしながら3次計画を作成をいたし、21世紀のすばらしい厚岸町をつくろうという計画にしたものであるということをご理解を賜りたいと存じます。 雇用については、担当課長から答弁をさせます。
議 長	商工観光課長。
商工観光課 長	1点目、相談窓口の開設につきまして、きめ細かな対応をしてほしいというご意見でございました。 町長の答弁の中でも申し上げておりましたが、職を失ったということだけでは私どももお話を詳しく聞くという状況にもなかなかなりにくいのかなというふうに思いますが、現実、学校に行っているお子さんをお持ちですとか、蓄えがなくてこれから生活をどうしようだとかということも含めて、抱えてご相談にいらっしゃるだろうということで、遅ればせながら役場庁舎内の連携をもった相談窓口を設置をさせていただきました。ご意見にありますとおり、親身な立場で対応ができるように関係課とも連携をさせていただきながら進めていきたいなというふうに思っております。 それから相談の内容でございますが、もちろんリストラで退職をされた方、それから学校を卒業したんだけど仕事先がないという階層も含めて色分けするつもりはございません。そういう意味で私どもが直接職場を開発するだとか、会社に直接あっせんをするというようなことはできませんが、求職活動の手続をするですとか、あるいは求人情報を出すですとかっていう手続をきちっとしたルールの中で私どもができるお手伝いをやっていきたいなという思いであります。 それから14年度の国が設けて16年までのスタンスで緊急雇用の新しい施策をやることになっておりまして、それは既に情報としてお知らせをしておりますが、厚岸

町はおおむね14、15、16年の3カ年で2,050万円程度の事業枠が決まっております。この中で厚岸町が直接あるいは委託事業として展開する事業幾つかの課から要望を取りまとめまして、その中で何ができるんだという調整をさせていただいた結果、現段階でいずれも14、15、16、3カ年続けて事業を進めようということで教育委員会の障害児指導補助員配置事業、これは新規雇用1名でございまして、直接雇用でやる分でございます。

それから森林整備事業、これは民間の会社に委託をする事業でございますが、内容は枝払いとしまして新規雇用が現段階では6名の予定でございます。こういった事業を3年間のスタンスの中で進めていくということになっております。ちなみに13年度の事業費でいきますと、障害児の指導補助員の配置事業が238万円程度、これは全部人件費でございます。それから、途中補正で承認をいただいて進めるという形になりますが、森林整備事業の方が14年度は450万ぐらいの事業費で現段階では計画をされているところでございます。

議 長 16番、音喜多議員。

16番 財政のことについてというか、事業の関係について、これはお金と仕事とは切っても切れない話ですので、そのやり方に工夫をぜひ吟味してやっていただきたいということを申し添えておきます。

それから雇用の関係についてですが、今いろいろとやろうとしているというか、ましてや相談窓口等、これぜひ町民の皆さんにわかるようにというか、しっかりと町もこういう情勢下の中で対応していますと、ぜひおいでいただければ秘密を守ってきちっと対応しますというようなアピールきちっとしていただきたいなというふうに思います。なかなかそのことが目に見えないと、こういう場ではやっていると言われても町民にはなかなか映らないというか、そういうことがございます。

あと、雇用の創出の問題でございます。我が町は国の指導を受けながらどういう対応をとるのかなというふうに向ってきたんですけども、やはり今国の対応で教育委員会所属の問題やら森林整備とか、あるいは障害者とかってありますが、町独自でそういった国の指導を含めてもそうでしょうが、町で臨時的に雇っているいろんな職場というか現場が特に多いですけども、そういったところをもう一度洗い直していただけないかという考え方があるんです。各自治体ではワークシェアリングだなんて言って今朝のラジオ等でいいますと、道含めで各自治体で890人ほ

どの1年間の雇用を生み出すというようなことでラジオでも言っておりましたが、現在既にやっております現場あたりで、そのいわゆる年金をもらいながら非常勤で働くという以前に、もっと若い人というか完全に生活をかけたような若い人方がそういう職場でできないかということなんです。ということは、確かに経験あるいは資格とかというそういったものも必要なかもしれませんが、いわゆる年金をもらっている年代でありながら、そういう現場でなおかつ働けるということは、小遣い稼ぎとさえもそれまでなのかもしれませんが、それもまた一つの仕事だと私は思うんですね。そういったところにこういう若い人方あるいは失業の人方が入っていけないかと。

確かに年金もらって元気な人には失礼なのかもしれませんが、やはりそういう方々の部門にも、そういう、雇う方としては経験者であれば何とものないというか、事故のないようにということからすれば、年齢がいつてもそういう経験者を雇った方がいいのかもしれません、やはりそういう分野にもういちど洗い直してみて本当に生活がかかっているとか、あるいは仕事をしたくてもそういう機会がなかなか、季節というか経験者が優先されちゃってなかなか入ることができないという問題点が指摘されるわけですけども、そういったところをもうちょっとシビアに見ていただけないかと、そういうところが特に行政というか役場部門なんかでしたらば町民の目というのが非常に厳しいというか、よく見ているというかそういうふうに感じられます。そんなことで夏場短期間なりでもそういう機会をふやしていただければなというふうに存じます。

特に国の施策として、ぜひその辺もアピールしながらやっていただきたい。ただ、各そういう仕事、例えば森林整備なんかは恐らく森林組合かあるいは地元のそういう事業者の方に回していくことになるんでしょうけれども、それが目に見えないというか、その部門で押さえて実施してしまうと町の人というか、その税金がどうか地域では新聞等ではそういう雇用創出金で我が町にどのくらいきているんでしょうね、幾らくらいはきているのではないのでしょうか、そういう仕事というのはどこでするんですかという話になると、きちっとそういうことを受けてアピールできるような形にさせていただきと。国の5,000なんぼがどこへどうやって、5,501億円がどこへどうやって消えたのということになってしまうわけですから、その辺のところはきちっとアピールをお願いしておきたいなというふうにお願いして終わらせ

		ていただきます。
議 長	町 長	町長。
町 長		大変温かい励ましの言葉をいただきましてありがとうございます。
		今日の厳しい時代を乗り越えまして、一つ一つ着実に町民の理想を実現し、厚岸町の明日が明るいものであるよう職員と一緒に頑張ってまいります。今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。
		雇用については担当課長から答弁させます。
議 長	総務課長	総務課長。
総務課長		役場でお願いをして働いていただいております臨時職員の関係でございますけれども、実は一般会計で賃金で総体、当初予算14年度の当初予算で1億5,700万ほどの予算がついております。これは平成13年度の当初予算に比較しますと、5.25%ほど上積みをしております。その時期時期によりまして、業務の内容によりまして、雇用の人数は差があるわけですが、ちなみに3月1日現在の臨時の職員の数というのが60名ほどございます。
		新年度の予算執行に当たってはそれぞれ賃金というのは各現課で担当現課で予算を措置をしていただいて、一般事務職で言いますと、職員係の方に採用に関する登録をしていただくと。登録をしていただいた方の中からそれぞれ担当現課で当人と接触をしていただいて、業務の内容でありますとか、適性ですとか、経験ですとか、それらを踏まえて臨時職員として採用をしているという状況であります。これら総体のことにつきましては、今ご質問者様がご提言をいただきましたとおり大変厳しい雇用情勢等もございますので、この採用に当たってさらにどういう手法がいいのか検討させていただきたいと思います。
議 長		以上で音喜多議員の一般質問を終わります。
		ここで時間の延長をいたします。
		次の田宮議員の一般質問が終わるまで本日の会議時間は延長いたします。
		次に、3番、田宮議員の一般質問を行います。
		3番、田宮議員。
3 番		第1回定例会に当たりまして、次の2点について一般質問をいたします。
		第1点は新年度の財政運営についてであります。
		1つは平成14年度の地方財政計画が2月8日に決まったわけですが、計画

の規模は13年度比 1.9%減の87兆 5,666億円、国の歳出削減方針に歩調をあわせ、地方単独事業など絞り込んだ結果初めて前年度を下回ったわけであります。この地方財政計画から見て、厚岸町財政への影響についてお伺いをいたします。

2つ目は、地方交付税制度の中で事業費補正の見直し、あるいは段階補正の見直し等々行われるようではありますが、これに伴うどのような影響を町財政がこうむるのかお答えをいただきたいのであります。

3つ目は来年度以降、来年度というのは平成15年度以降、地方交付税の見直しが行われるのではないかと推測もありますが、この動向について把握をしておられればお答えをいただきたいのであります。

2点目は教育行政についてであります。

今年の4月から小・中学校で始まる文部科学省の学習指導要領、学校教育の授業時間や教育内容を細かく定めた文書であります。この学習指導要領は学校5日制の完全実施に対応して授業時間数が削減をされます。一層の学力低下の不安や批判があると聞きますが、この点について教育長のご所見をお伺いしたいのであります。また、学校完全5日制の実施についての教育委員会としての対策をあわせてお聞かせいただきたいと思います。

3つ目は昨年の3月、文部科学省が学級編制と標準法を改めて国の学級編制基準は40人に据え置いたまま、都道府県が国基準を下回る編成基準を設定することを認めたわけであります。そのため今年度から秋田県など幾つかの県で、学校生活入門期の小学校低学年や学級崩壊など問題を抱えた学年で、少人数学級に踏み切るところが出てまいりました。法的には都道府県の段階であります。町として40人学級もあると聞いておりますが、これを2学級に編成できるかできないかということについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 3番、田宮議員のご質問にお答えを申し上げます。

新年度の財政運営についてでございます。本年度も国の予算案と一体として地方財政計画が発表されました。これは地方交付税法第7条により、内閣が地方財政全体の収支見込みを試算し、地方の財政が円滑に運営されるよう財政対策を施すもので、町政執行方針でも触れましたが、昭和26年にこの制度が始まって以来、歴史史

上初めて計画規模が 1.9%のマイナスとなり、87兆 5,700億円にとどまりました。

その主な内容としましては、平成11年に実施いたしました恒久減税補填措置は別として、地方財政総体における通常収支の不足分が約10兆 6,700億円にもなり、それを補うため、本来は地方交付税を増額交付するところではありますが、国の交付税特別会計も38兆円もの多額な借入金を抱えているために、借入金の一部1兆 400億円を地方負担とするとともに、地方財政法第5条に対する特例地方債として、臨時財政対策債いわゆる赤字地方債を3兆 2,300億円発行できる制度的措置を施したところであります。

そこで1点目の町財政への影響であります。結論から申しますと、地方交付税が大幅に減額になります。そのうち、試算で4億 1,400万円が臨時財政対策債に振替われます。昨年度の振替額が1億 8,820万円ですから、実に 2.2倍になります。何といいたしてもこのことが町財政への大きな影響であります。

次に、地方交付税制度の見直しによる影響であります。1点目の大きな交付税減額の要因に加え、当町の場合、昨年度からの国勢調査人口の減少、寒冷補正、積雪度の級地引き下げの激変緩和措置が段階的に解除される上、本年度の特徴である事業費補正の見直しや産炭地補正の見直し、さらには小規模団体に不利な段階補正の見直しが行われ、これらを合算すると2億 1,000万円の減、1点目の臨時財政対策債振替えも合わせると4億 3,600万円、10.4%もの普通交付税が前年度より減るということになります。まさに地方財政危機と言われるゆえんでありますが、7月の本査定の時点でその結果を分析検証し、ご報告をさせていただきたいと考えております。

3点目の今後の交付税制度見直しの動向であります。甚だ不透明でございます。ただし、今日までの傾向から交付税特別会計借入金の地方負担がふえること、臨時財政特例債は平成15年度までの3年間とし、それまでに抜本的な税制改革が避けられないこと、その税制改革と連動して交付税制度のあり方も変わっていかざるを得ないこと、交付税の内容としては段階補正がさらに厳しくなる上、基準財政収入額の算定率を引き下げる留保財源率の見直しが行われる可能性が高いこと、以上が当面の見直しと言えようかと思います。

いずれにいたしましても、地方の自立と競争をうたいながら、都市部偏重、小規模自治体切り捨ての改革がまかり通らないよう、そして憲法で保障された地方自治

の理念と本旨が軽々にゆがめられることのないよう、地方自治をつかさどるものとして、税制改正や地方交付税制度の改正を最大の注意をもって見きわめていくとともに地方の声、地方地域住民の声をあらゆる機会において国に主張してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議 長

教育長。

教 育 長

3番、田宮議員の質問事項2、教育行政についてお答えいたします。

初めに、学力低下の問題についてお答えいたします。

ご承知のとおり、完全学校週5日制の実施に向け新学習指導要領が示され、学習時間については1割、学習内容については3割削減の内容となっております。

文部科学省としては、ゆとりある教育課程の中で生きる力を育てることとしたのですが、内容の削減イコール学力の低下が懸念され、話題となっていることも事実であります。学力を量的に見たときは内容がこれまでより3割削減されているわけで、低下と言わざるを得ないかもしれませんが、これからの時代は獲得した知識の量ではなく、知識の習得を越えて知識や経験をもとにみずからの課題に対応する能力が求められているのであり、量的な学力に目を奪われることなく質的な学力を育てることが何より大切かと思います。

このため、教育の内容を基礎的、基本的な内容に厳選し、教える側にも学ぶ側にも時間的、精神的なゆとりを持たせ、個人に応じたきめ細かな指導を十分行い、基礎基本の確実な定着を図ろうとするものであります。

また、みずから学びみずから考える力を育てるため、観察、実験、調査、討論など時間を要する体験的、問題解決的な学習や教科の学習内容削減から生まれた総合的な学習の時間の学習に積極的に取り組むことを求めています。

こう考えますと、量的な面では減っているのですが、質的な面からすると次の課題解決へと発展するなどの力が育つととらえられ、みずから新たな知識や技能を獲得していく態度や能力が培われ、変化の激しい社会に対応できるたくましく生きる力が育つものと考えております。

次に、2点目の完全学校週5日制実施の対策についてお答えいたします。

平成14年度から実施されます完全学校週5日制の意義は、子供たちがみずから学ぶ意欲を持ち、みずから考え、判断し、行動できる力をつけていくために、学校、

家庭、地域社会での教育や生活全体で子供たちに生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すものであり、休日を利用して家庭や地域社会で子供たちが生活体験や自然体験、社会体験、文化活動、スポーツ活動などさまざまな活動や体験をすることが望まれます。

学校管理下外の土曜日対策につきましては、さきに私より教育行政執行方針で述べましたように、本定例会に条例の一部改正を提案させていただいておりますが、海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館への入場料を高校生まで無料化するとともに、内部展示設備の充実を図りながら、郷土学習を奨励してまいります。また、情報館では、既存の実施事業のほか、新規に毎週土曜日に本の読み聞かせと紙芝居を行うとともに、第4土曜日には子供パソコン講習会も実施してまいります。

さらにスポーツの分野におきましては、全土曜日を社会体育施設の無料開放とし、また学校開放を可能な限り実施するほか、児童を対象としたスポーツ教室、大会などを開催してまいります。特に健全な体と心を持った青少年の育成を目指すスポーツ少年団の活動及び指導者の支援育成などの対策を講じてまいります。

これらのほかにも、既存の社会教育分野における各種事業の拡充と、道立厚岸少年自然の家における事業も含め、学校、家庭、地域社会のつながりを考えた事業展開を図っていく必要があると考え、地域子供会などの関係組織団体と協議、連携を取りながら子供たちが主体的に地域社会とのかかわりを深めていくよう、その対策に努めてまいりたいと考えております。

また、町内で開催される文化・体育行事などや各施設の利用方法など、毎月の各種事業を集約して、あらかじめ児童・生徒に情報提供を行い、子供たちの積極的な参加を促してまいりたいと考えております。

次に、30人学級の実現についてであります。昨今の児童・生徒の問題行動等への対応や一人一人に行き届いた教育の実現を考えると、一人でも少ない学級編制への改善が望まれるところであります。

ご承知のとおり平成14年4月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正に伴い、都道府県の判断で国の基準を下回る学級編制の実施が可能となったところであります。

道教委でも平成14年からモデル的に小学校低学年で学級編制を引き下げ、実践研究を行うこととしました。1学級平均35名を超える学校の中から、25校を指定して、

その効果を見きわめようとしております。また、中学校については最高学年進級時の学級維持として、第2学年から第3学年に進級する際に学級減となる場合においても弾力的に運用し、学級を維持する教員を配置するとしてこれらの選定基準なども含めて検討しておりますけれども、本町では平成14年に小学校1年生で35名を超える学級がなく、モデル校の対象には該当していません。

質問にあります、大規模校の30人学級を町内小・中学校全学年で想定しますと、厚岸小学校4、真龍小学校2、厚岸中学校3、真竜中学校2学級の4校11学級の増となり、小学校低学年を想定しますと、厚岸小学校2、真龍小学校1の2校3学級の増が見込まれます。

学級編制の取り扱いについては、40人を学級定数の基準とする標準法の基本的な考え方や、財政負担などの解決すべき課題もあり、重ねて道教委の動向を見守るとともに、実現に向けて強く要望を続けてまいりたいと考えております。

議 長
3 番

3番、田宮議員。

いずれも1回目の質問に対するご答弁をいただきました。

この定例会はこの後、補正予算、新年度予算というふうに論議をしてみいりますので、その段階でまた具体的にお尋ねをする。それから町長の施政方針、それから財政運営方針、こういうものについてもそれぞれ当てはまるところでお尋ねをしていきたいというふうに考えております。特に、基本的な財政問題に限ってですね、再度お尋ねをしていきたいというふうに思うんです。

余り国の大きな数字を並べてもあれですから、余り申し上げたくないのでありましてけれども、この地方財政計画で見ますと、一番大きく削減されたものは投資的経費いわゆる公共事業なのですね。これが9.5%で2兆5,700億円、13年度と比較すると14年度は削られていると。特に、このうち地方単独事業分については10%、1兆7,500億削られていると。これがすごく大きなウェートを占めている。国の予算の中でもそうでありましたけれども、大なたを振るって圧縮しました。それがそのまま地方財政計画に投影されているというふうに思うんです。

問題のこの地方交付税のことではありますが、町長のお答えをいただいたんですが、私はそうではないのではないかな、減った減ったというふうにおっしゃっておられるけれども、臨時財政対策債と合わせてみた場合にですね、どうなのかなということであります。昨年は44億5,971万5,000円、これは昨年の当初の地方交付税の額

であります。そして昨年度からご答弁にありましたように、赤字地方債を発行すると、自治体がそれぞれ発行できるような措置が講じられたわけであります。それが当初で1億 5,630万、そうしますと、合わせますと46億 1,601万 5,000円という額になります。平成12年度がこの当初で46億 2,626万 2,000円でありましたから、ほぼ同額の一般財源が確保されたのではないのかなというふうに思うわけです。12年度と13年度と比べた場合ですね。

それで14年度はどうなのかということになりますと、昨日新年度予算のご説明をいただきました。地方交付税は40億 9,854万 3,000円であります。当然地方交付税だけ見ますと3億 6,000万から大幅に減っております。しかし、臨時財政対策債は4億 1,400万、合わせますと45億 1,254万 3,000円で一般財源として見た場合ですね、合わせてものを。一般財源として見るのではなく、これは一般財源でありますから。去年との差額が1億 347万 2,000円という点で一般財源としては去年よりも1億ほど少ないけれども、ほぼ確保できたというふうに言えるのではないのかなというふうに思います。

国はどういうふうに言っているかといいますと、昨年度は20兆 3,500億、これは交付税の総額であります、それに臨時財政対策債が1兆 4,500億で21兆 8,000億です。今年の場合、交付税の総額が19兆 5,400億で臨時財政対策債が3兆 2,300億、おっしゃったように2.2倍であります。合わせますと22兆 7,700億円で国が前年度比 9,700億円一般財源としては多く措置したよというふうに総務省は言っているわけですね。

今、先ほど申し上げたように、一般財源の確保という点から見れば大幅に減ったということになってないのではないかな。町の新年度予算でも大なたが振られたのが公共事業でありますね。予算のご説明でありましたように6億 8,425万 8,000円去年から比較すると金額的に減っているわけですね。この中に平成13年度で事業が終わるもの、それから終わらないもの、今年度に当然引き継がれるべきものであったが、計上することができないというものが大体4億 2,700万ぐらいあるのではないかなというふうに思うのですが、この影響はありますね。ただ一般財源の確保という点ではこれは私は減った減ったという、少し言い過ぎではないかなというふうに思うんですよ。ただし、この赤字地方債というのは決して妥当な措置の仕方というわけにはいかない側面があります。本来、地方交付税の財源が不足すれば地方

交付税法6条の3の第2項で税率の引き上げを行うなど措置すべき点が法で決められておりますね。これをやらずにいわゆる赤字地方債を発行する。赤字地方債というのは違法だというふうにかつて発言した自治大臣もいたように思います。

しかしながら、町として財政上考えてみれば、これは交付税と同じものなんですね。そして100%交付税で基準財政需要額で措置をされると、100%ですね。ですから厚岸町の負担にはならないと、100%ですから。そういう点では4億1,400万の計算の方法は交付税と変わらないわけですね。そういう形でできているわけですから、一般財源としての確保という点から言えば昨年と比べれば1億減ったということではないのかなというふうに思いますが、その点お答えをいただきということであります。

それから、地方交付税の制度の見直しで事業費補正の見直し、段階補正の見直し、事業費補正というのは、国の奨励する公共事業の起債充当率を引き上げ、その元利償還を交付税の基準財政需要額に算入するそういう制度でありますね、言ってみれば。

ところが、平成14年度から原則として地方債の充当率を現行の95%から90%に5%引き下げますよ。これだけは余分な負担になっていくわけですね、町としては。それから、地方債元利償還方式の事業費補正から単位費用に基づく標準事業方式に改めると。これは私も具体的に総務省に確かめたわけでも何でもありませんからそういうふうに一般的に言われているから言っているだけの話であります、じゃあどうなるのかというと、基準財政需要額への算入率を原則として現行の2分の1程度、30%というふうにするんだということですが、この辺についても把握しておられれば具体的にお答えをいただきということであります。

当町の場合、ご答弁にははっきりした金額もちろんこれは7月の段階で具体的な交付税の算定が行われなかつかめない、そういう側面もあるかと思いますが、もう一度お答えをいただきたい。

それから、段階補正の見直しであります。これは、いわゆる合併促進に結びついたそういうやり方だということで、地方6団体では厳しく批判をし、反対をしている、そういうものであります。

人口10万人未満、交付税上標準団体というふうに言われておりますが、そういう自治体に対して人口に応じた交付税の割り増しをする制度が従来取られていたわけ

であります。ところが平成10年から、人口 4,000人以下、この割り増しをやめるということをやってきたんですね。だから、人口の少ない町や村には交付税を減らすよ、減らしてきたと。今度はいわゆる標準団体規模、ですから10万人以下、10万人以下の団体にまでこの段階補正が押し広げられてくると。何か詳しくはよくわかりませんが、少なくとも5万人以下、全体的に段階補正で交付税が減らされるということで試算表を示していますね。人口規模でこうなりますよ。ただ、今の段階ではまだ単位費用も補正係数もきちんとしておりませんね、平成14年度の。ですから、それが出てこない具体的な数字はわかりませんが、総務省が示している数字は3年間で 5,000万、単年度、平成14年度は3分の1で 1,700万地方交付税が減らされるよというふうに言っているようではありますが、その辺について具体的にお答えをいただきたいということであります。

次に、次年度以降の動向については町長からもお答えをいただきました。今、この地方交付税は私がこんなこと言わなくても皆さんご存じだと思うのですが、調整の側面と、財源を保障する2つの側面が地方交付税法の第1条で決められておりますから、そういうものがあるんでありますね。ですから、この今のように切り込んではきているけれども、これ以上国としても手が加えられないような状況が地方交付税第1条がある限り。

そこで大もとをひとつ抜本的に改めると、地方交付税法。大体、都市から税金取っていて農山村につぎ込むなんてもってのほかだみたいなね。いわゆる暴論にも等しいようなこの地方交付税見直し論というのが行われている。町長がお答えになったように。そこで段階補正とか事業費補正の見直しとかというのが行われるんだけど、見直したらそのお金はどこへ行くのかというと、都市再生にもっていかれるのではないのかというふうに言われているわけであります。

そういう点で、ぜひ町長も先ほど決意のほどをおっしゃっておられましたけれども、この財政調整機能、財源を保障する機能というものは今後ともやはり国が堅持するように、積極的に働きかけていただきたいと、これが段階的にむしばまれていきますと、もう町の財政は成り立たないということになるのは目に見えているわけであります。

ちょっと長くなりましたが、これが2回目の質問であります。

次に教育問題であります。実はこの質問をするのはもう既に遅きに失している

というふうに思うんですね。各学校では、ねじり鉢巻きでこの学校完全5日制というところで聞くとところによると、年間土曜日がなくなることによって140時間、時間がなくなるんだそうですね。しかし、学習指導要領では70時間程度削れと、こういうようなことのようにあります。それに従って教科を編成していかなければならないと。いわば時間割りを編成していかなければならない。結局先ほどおっしゃったように学力が3割削られるというお話でありました。

私ね、教育長のご答弁聞いて少しきれいごと過ぎるのではないかなというふうに思うんです。厚岸町の小学校や中学校へ通っている子供たちの学力の状態はどうなんだ、あるいは勉強嫌いはいないんだろうか。どういう状況に置かれているのであるろうか、とこういうものをきちんと調査なさったことがおありになるんでしょうか。実態を私は捕まえていただきたい。私はもう子供もおりませんし、孫はおりますけれども手元にはいないということで具体的なことは、ただ読んだり人の話で知るほかにないわけでありますけれども、結局今学校から帰ったらすぐ塾へ行く。もう休む暇もなく遊ぶ暇もなくですね、追われているのではないのかな。そういう中でゆとりもなければ遊ぶ時間さえないというような状況ではなかったのではないのでしょうか。今度は総体的に授業時間数が減るわけですよ。総合学習の時間というのが入ってきて基本的な教科の時間がさらに減るのではないかと。

それと、私はやはり小学校でも子供たちに基礎的な学力をきちんと保障するのが教育ではないのか。学力低下になるのではないかというふうに新学習指導要領が出てから大きな批判がおきまして、結局遠山文部科学大臣はアピールを出さざるを得なくなったわけでしょう。学力低下というのは認めなかったけれども、結局認めざるを得なくなった、そのかわり何をやれといったかという、家庭で宿題を、学校で補習をやれと。そしてさらには、できる子とできない子とわけていわゆる学習習熟度によって子供を分けるというふうな方法が取られるようになるようですね。そうすると、ますますこの子供はゆとりのない、そういうはざまに置かれるのではないかなというふうに思うんです。

そういう点では、具体的に現状がどうなのかという点をやはり私は教育委員会が正確にご調査をなさって子供の実情をしっかりとつかむということが、私は大事なのではないかなというふうに思うんです。

それから5日制の問題にしても、これは社会一般が完全5日制ではありませんの

で、子供たちと親と結びつきがどうなるのかという心配もありますね。それから、5日制で土曜日子供たちをどうするのか、そういう施設が十分にあるのかどうか、こういう問題もありますね。あるいは児童館は土曜日はどうなるんだろう、今度は休みになるのだろうか。休みにしたら子供は大変だな、そういう心配もありますね。そういう点ではどうなのかお伺いをしたいのであります。

最後に、やはり私は地域もやっぱり心配しなければならないと思うんです。父母と学校と一緒にあって教育長がおっしゃったように、やはりそのところがきちんと連携し合い、よく話し合って厚岸の次代を背負う子供たちをどう育てていくのか、我々も一緒になってやっぱり考えていかないと、学校だけに任せる、親だけに任せるというわけにはいかない、そういう大きな問題もあるな。そういうことについてもう少しきめの細かい具体的な施策をとっていただきたいというふうに思うわけがあります。

以上です。

議 長

企画財政課長。

企画財政
課 長

何点かご質問しましたけれども、私の方からお答えをさせていただきますが、まず、地財計画なんです、それで確かに全国ベースでございますと、全体の一般財源ベースで国が示した数値にしても確かに昨年度とほぼ著しく一般財源ベースは変わっておりません。ご指摘のとおりでございます。

それから、むしろ国がいつていることは交付税が減る分、臨時財政対策債で補うのであるから、地方交付税が先ほど田宮議員さんからもおっしゃられましたとおり19兆 5,400億、臨対債分が3兆 2,300億、合わせて22兆 7,700億確保していると。実際昨年上から見ると 9,700億のアップだろう、実質的には 4.5%ふえているだろうということを確かに国はいつております。

そうでございますけれども、それはあくまでも全国ベースでございます、後段、ご質問者が段階補正であるとかいろんな補正で今回の見直しの点を示唆されましたけれども、まさしくそういう形で全国ベースではむしろ一般財源ベースにしても、それから今言った交付税あるいは臨時財政対策債合わせてふえている形にはなるんですが、それは全国レベルの話でありまして、今申し上げた段階補正とか、そういういろんな交付税の計数の見直しでそれらが、総じての話なんです、都市部に流れ、人口の多いところに流れるというそういういろんな補正の各論部分でいろんな

改正が行われておりまして、それらからすると実質的には今回10.4%普通交付税減額をさせていただいたんですが、決して過大でもなければ過小でもない都市部は別として、北海道の指導なんかでも10%は最低削減になりますよという話でございまして、一般財源ベース全国レベルでふえているから大丈夫だろうというのはそれは国が言っている話なんです、それ自体は厚岸町にとってはとんでもないということで、非常に危機感があるということであります。

とりわけ、ちょっと前後いたしますが、段階補正なんかでは当町の総じて2億1,000万という1回目の町長からの答弁でございましたが、段階補正で3,387万7,000円、約3,400万円がまず削られるであろう。それから寒冷地補正が昨年度から級地が引き下げになるということでこれがおおむね1,230万ほど減額になるであろう。それから事業費補正の見直しの一環として産炭補正というのも見直しがかかりまして411万3,000円、約400万円くらいが普通のベースから落とされるであろう。

それから先ほどもお答え申し上げましたが、その他国勢調査の人口減の今まで激変緩和で例年やっておりますが、それらが解除される分とか、あるいはちょっと私どもも正確にはつかみ切れないのですが、ほかにもいろんな事業費補正がどういう形で出てくるとちょっと不明部分なところが多々あるわけですが、それらも合わせまして、赤字地方債振替分以外で2億1,078万9,000円で振替分も合わせて4億3,650万という10.4%という減額になるということでございまして、一応まだ正確な形でないですし、正確な計数は7月になってそれこそ本算定で確定するわけですが、仮的な単位費用情報みたいなのが入ってきておりまして、それらでも交付税算定のときにはなかったんですが、最近になって入ってきまして、それで財政担当が検証いたしました、残念ながらびったりと申しますか、過大もなければ過小もない、ほぼこの数字で流れていくのではないかという検証をさせていただいております。そういう意味で非常に厳しい交付税状況であるというのは全国ベースと厚岸町ベース、地方ベースということでやっぱりそこら辺でちょっとギャップがあるのではないかと。当町は非常に厳しいということが言えると、そういうふう考えております。

それから臨時財政対策債の性質、ご質問者がおっしゃられましたけれども、全くそのとおりでございまして、同じ現金ベースではそのとおりなんですけれども、単

位費用の中に載ってきます経常の企画振興費であるとか、投資で言えばその他の土木費の単位費用のいろいろ雑多にある中にもぐり込んでいるものですから、そのほかの諸費に入っているんですけども、なかなかそれらの把握が難しい。しかもこの起債を借りても借りなくても交付税措置をされるということは、名目だけ入っているとってしまえばそういう要素もあると。そういう一面からするとそういう見方もできるような、できれば我々としては実際に検証できる交付税でしっかりともらいたいところなんです、そこらで交付税になり変わった交付税代替債という性質があつて、お金があつたらできれば借りたくない、借りなくても交付税があるんですから、できれば借りたくないんですけど、借りなきゃとつてもやっていけないというのが地方公共団体の実情ではないだろうかと、そのように考えております。

それから、事業費補正でもちょっと触れられておりましたが、確かに地方債の充当率、とりわけ一般公共事業という最近国が主にこれは国庫補助事業を中心にやってきたものですが、これが公共事業の抑制策と呼応しまして、95%から90%に確かに充当率が引き下げになったのは事実であります。その分一般財源の当町としては持ち出しになります。

それと、単独事業の縮減という部分からの目玉としては、今まで何回かやり取りしておりましたが、地域総合整備債これが基本的には廃止になると、単独事業の有力な推進財源であつて55%の交付税措置のあつた地域総合整備債というのが削減になる、廃止になるという基本が出ております。

それから、充当率も下がるあるいは廃止になるもののほか、先ほどご質問者がおっしゃられましたとおり交付税の措置率、これについてもかなりそれなりにちょっと今定かではございませんが、今まで50%交付税措置を受けていたものが30%に14年度発行分から交付税措置が下がるとかという、ちょっと正確に把握してなくて申しわけないんですが、それらが何点かあるというのを私の方でも一応おさえさせていただいておまして、まことにそういう部分ではおっしゃるとおりでございます。

段階補正につきましても小さな町10万人以下、だんだん小さくなればなるほど従来そういう交付税がふえるという優遇措置があつたのが180度変わしまして、そういう保護的な部分が解除されていると、合併促進と言われればそういうニュアンスもあるのではないかなとは思いますが、そういう部分で全国ベースでの地財計画とそれぞれ地方の各町村での著しいギャップがございますので、そういう意味

では非常に注意をして、例年にも増して注意をして財政運営をしていかなければならない大変な年になっていると、そのような認識でおります。

議 長 教育長。

教 育 長 田宮議員の再質問についてお答えします。

まず、厚岸町の実態についてですが、全体的な形での学力テストは行っておりませんけれども、個々の学校がそれぞれのデータについては保有しているというふうに認識しております。その中でやはりなかなか厳しい学力の状態というのも実態としてあるように聞いております。

そして一番問題なのは、まず全国的なものから見ても小学校の段階では「わかる・よくわかる」をあわせて68%を占めております。それが中学校になると「よくわかる」が4.7%、「大体わかる」を合わせても45%に落ちます。ということはどういうことかということ、目いっぱい学習量というものを提供する中で、理解する比率が今の教え方では下がってきているということは事実だと思うんです。そういう意味からいくと、これから進めようとしている部分の基礎基本、その部分を繰り返し教えることによって落ちこぼれ部分を減らしていくということはきれいごとではなくて実際に必要なことではないかと。

ただ先ほどご指摘ありましたとおり、2002遠山アピールについては実際現場の方でも非常に戸惑いがあるというふうに考えます。学習指導要領が最低限度であるというような言い方をされると一体どこまで教えるんだというふうな問題もありますし、実際に3割減少したときに一体高校入試はどこまで出るんですかという具体的な問題、そこら辺がはっきり示されない限り、中学校の教える量というのをただ下げました、ですからそれ以上やらなくていいですというふうにはまだなっていないでしょうし、まだそのことに関して言えば見えていないのかなというふうに思います。ただ今申し上げたとおり基礎基本の部分を現場の学校の方でも力を入れようということで、準備をしていることも事実でありますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

もう一つ週5日制の問題ですが、前にも同様のご質問をいただいておりますけれども、基本的に釧路のが確か新聞にも出ておりましたけれども、実は厚岸町でも3学期の初めに児童に対してアンケートを取りました。休み時間をどのように過ごしたいかというふうな質問を出しましたところ、町にあるいろいろな施設を利用する

というふうな部分と、もう一つは、特に中学生の場合はかなりの人数で一人でのんびりしたい、寝て過ごしたいというふうな回答があります。大人が考えている土曜日の過ごし方と子供が考えているこうしたいという部分がギャップがあるのではないかなというふうに一つには思います。

小学校について言うと、子供の方は親と一緒に休みを過ごしたい、あるいは友達と過ごしたいというふうな部分に多く数が集まっています。ところが、やっぱり中学生になってくると一人で過ごしたいというふうなことが出ています。

実際に塾に通うというふうな部分について言うと、厚岸の場合はここで言う小学校では5.5%程度、中学校で約10%程度の数字がでております。ただ、実際に4月になった段階で、この子供たちがこのように過ごせるかどうかという問題はあろうかと思います。4月になったら親の方がおまえ塾へ行けということになる可能性もありますし、ただこういうふうに見ていく中で厚岸町の場合受け入れ施設としての情報館、体育館あるいは先ほどご質問ありましたけれども、児童館については全土曜日開けて今までの4週6休の体制と同じような形で全土曜日対応するということですので、子供たちが外へ出てそういうふうな施設を使うという面ではある程度満たされているのかな。

ただ、本来的に言うといろんなものをつくっていく、行事をつくっていくのもあるんですけども、それよりはやはり自主的な中での動きを本来的には大切にすべきではないのかなというふうに思います。平成4年ですか、一番最初に導入されたときに非常に各自治体でいろいろな事業を興して受け入れようというふうな動きがありました。しかし、学校休んでいるかわりにみんなそこへ出てこいみたいな対応が本当に正しいのかというと私自身はそうではないだろうと。家族で過ごすなり、友達と過ごすなり、一人で過ごすなりというところに一つの目的があるのかなというふうにも考えております。

あとですね、完全5日制に当たってやはり地域が子供たちを見ていくというのは本気で考えていかなければならない問題かなと思います。今回方針の中にも盛り込みましたけれども、あいさつ運動、声かけ運動ということなかなか定着していきませんけれども、やはり大人がまずあいさつをする、そこが基本なのかな。そういう点から言うとまず役場から、まずいろいろな町の施設から町民に声をかけていく。その中で、自治会の方にも子供たちに声をかけてほしいというふうな形で進めてま

いりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思
います。

議 長 3番、田宮議員。

3 番 3回目の質問ですが、財政課長、私はね、大変財政が楽だ、全国が、総務省がそ
う言っているんだから厚岸町も楽だ、そんなこと言っているんじゃないんですよ。
地方交付税は3億 6,000万減ったというのはあなた方の計算でしょう。予算書に出
ているように、減ったんですよ。

しかし、一般財源の確保という面からいけば臨時財政対策債をあなた方の計算で
4億 1,400万ですよ、これは来るんですよ。あなたが言われたようにこれは使っ
ても使わなくても後から返ってくるんですよ。

しかし現実にはこのお金がなければ仕事ができないわけでしょう。町長一生懸命力
んでおられたところで、このお金がなくては何にもできないわけですよ。これは確
かにやり方としては適切な国のやり方ではないけれども、町にとっては大事な財源
なんだ。

そういう面からいって地方交付税の削減があったけれども4億 1,400万もですね、
臨時財政対策債があった。合わせれば一般財源としては去年から比べれば1億は減
ったけれども、これで何とか仕事をやることができると、そういう保障になった、
こういうことを申し上げているんですよ。具体的にそうでしょう、そうじゃないん
ですか。あなたつくった予算書から数字を拾って地方交付税と臨時財政対策債を合
わせた一般財源の確保がこれだけできたということが言えるんじゃないんですか。
具体的に資料を出してください。今から新年度の予算の審議まででもいいですから。
減ったものは減ったさ。だけど一般財源、あなた方が仕事をやっていく上では一般
財源の確保は何とかできたのではないかということを言っているんですよ。減った
減ったって、ただ減った減った、言われるものだからこれは大変だ、中身は市町村
合併でもやって、合併特例債でも話はやっていけない、そんなことでもあんた考え
ているんじゃないの。正確に財政の判断だって、僕の言っていること間違えですか。
確かに公共事業、特に単独事業については大幅に減らされましたよ。あなた方が予
算の上で減らしているわけでしょう。余り何回も繰り返して言いませんが、いかが
でしょうか。

それから、事業費の補正であるとか、段階補正がさっきも言いましたように、こ

れらが段階補正であれば単位費用も補正係数もまだ決まらないわけですから。大体地方交付税というのは大枠を決めて後からそれにあわせて省令を変えていくわけですからね。つじつまを合わせるわけでしょう。そんなことは百も承知でしょう。

この推計でですね、2つ段階補正が3,300万というのが出ておりますが、総務省は資料を示しているわけでしょう。人口規模別に出してね、これは段階補正見直しによる基準財政需要額での影響について、段階ごとの影響額を2002年度、これは平成14年度ですね、単位費用及び補正係数が確定しないと計算できないが、昨年度の平成13年度の算定に当てはめて試算すると、おおむね次のとおりと見込まれるということで1,000人前後の人口規模であれば3年間で2,400万、単年度で14年度800万、4,000人前後でいくら8,000人前後で幾ら、1万2,000で厚岸町でしょう。そしたら3年で5,000万、14年度で1,700万というふうに資料を出しているんですよ。さっき言った3,300でどうなっているんですか、これ。不明な部分もありますけれども、こういうものもありますので、どうですかというふうにお伺いしているんですよ。時間も遅くなりましたからこの辺でやめますけれども、もう一回明確にしていきたい。

それから、教育長のご答弁、大体はわかりましたというかよくわかりました、よくはわからないけれども、今までの教育長と違って積極的な前向きな事態をつかんだご答弁なさっておられるというふうには受けとめさせていただきました。

やはり、実態はどうなのかというのはきちっとつかんで赤裸々に出して議会にも投げかけていただきたいと思います。どうなんだ、議会でも考えてくれというふうにみんなで協力していかないと、厚岸町次の世代を支える子供をみんなで一緒になってやっぱり育てていかなければならないと思うんですね。

それから学級の問題であります。幕別町ではあそこの町も人口の多い町であります。そんなに問題児の数もたくさんあるわけでもないようではありますが、子供の多い学級については、2クラスで1人教員を雇用してそして対策を立てているというところもあるようであります。これは、いわゆる雇用問題が言われていますね。町も残業時間を削って、そして人を何名か使えやということを言われております。そういう面ともあわせて、もう少し考えてみていただきたいなというふうに思います。

議長 町長。

町 長

再々質問にお答えをさせていただきます。

小泉内閣が構造改革ということを出しておるわけであります。私は反対するのではありません。しかし一部には反対せざるを得ない問題もあります。それが今論じております財政の問題であります。

中央対地方の関係の中で、地方を取り巻く諸情勢、大変厳しく相なっておるわけであります。先ほど来からの財政に関するご論議のとおりであります。

そういう中で、私が町長になりましてから初めての当初予算の編成に相なったわけであります。本当に財政運営基本方針にもありますとおり、厳しい事情の中での四苦八苦した中での予算編成でございました。地方交付税が前年度に引き続きマイナス 4.0%となり、その分今お話ございましたとおり、臨時財政対策債という、これ借金であります。赤字地方債と申しますに振りかわることや、先ほど段階補正の問題もありましたけれども、小さい町に不利な段階補正や事業費補正の見直しなどが漸行され、地方交付税が大きく落ち込んだわけであります。ですから、そこで町民のニーズにいかにかたえていくべき予算にすべきかということが、提案された平成14年度の厚岸町の一般会計予算であります。その中で、まず年3億円の予算の縮減を図りましたがけれども、結果的には約6億円の収支不足が生じました。

そこで小規模商工業者設備近代化基金を廃止するほか、財政調整基金などの基金をやむなく取り崩さざるを得なかった、それが5億だと。そこで収支の均等を図ったわけであります。

そういうことで今後の財政運営基本方針の平成16年までの考え方に基づいて、これからの予算執行の中で、これらの基金等の問題をどうするか、さらにはまた特交等もまだ明確ではありません。それぞれもろもろの予算措置の中での健全な財政運営というものを考えていかなければならない。そういうことで私どもは田宮議員から質問がございましたとおり公共事業の10%の削減、これも厚岸町にとりましては大変な問題でございました。

さらにはまた、臨時財政対策債のことではありますが、これは本来は国が責任を持つ問題であります。と言いますのは、地方交付税法の第6条の3第2項で定められておりますとおり、不足分は政府の責任で措置をしなければならぬわけであります。

さらにはまた、段階補正の問題であります。先ほど合併の促進じゃなかろうかと

いうお話がございました。私も町長になりましてから2回ほど全国町村会の大会、または総会に出席をいたしました。その中で言われておりますことは、合併を強制するのではなかろうかということで、反対決議をいたしております。私も同感であります。そういうことでいろいろと指摘がございましたけれども、収支の均衡をとるために、大変な苦勞をしながら今回の予算編成になったということをご理解を賜りたいと同時に、これからも健全財政に向かつての予算措置を考えてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

議 長 教育長。

教 育 長 田宮議員のおっしゃるとおり、実態を把握することがまず大切だと思います。父兄の方々が不安に陥る、その事実も考えると、実態を把握してどのような対策をとっていくのか、そういうふうな情報を開示して、そして町民全体で問題を考えていくということも本当に大切なことだと思いますので、その方向について考えてみたいというふうに思います。

また、幕別町のことについては存じておりませんので調べさせていただきますけれども、厚岸町の中でも平成14年度でも真龍小学校、真竜中学校には少人数指導加配が予定されております。小学校については1クラスに2人でというふうな対応ができますけれども、ただ中学校の場合は各科目でそれぞれ授業をやっているということで、1名ついたからといってそのままそのクラスが2人で教えられるということには実態としてはならないわけですが、できるだけ多くの科目で2名体制をとれるような形を学校の方とも検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。それ以外にも各種加配を要求してできるだけきめ細かな授業を組めるように要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長 以上で田宮議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻17時25分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 4 年 3 月 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員